

第四次

こおりやま

男女共同参画 プラン



2026(令和8)年3月
郡山市

目次

第1章 計画策定の趣旨等	1
1 計画策定の趣旨	2
2 これまでの市の取組	3
【参考】男女共同参画推進に関する国内外の動向	5
3 計画策定の背景	13
(1) 人口の減少と地域への影響	13
(2) 外国人住民数の推移	14
(3) 審議会等における女性委員の登用率	14
(4) 合計特殊出生率の推移	15
(5) 男女別の課税状況	15
(6) 「郡山市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果からみえる現状	16
(7) 「郡山市困難な問題を抱える女性への支援についてのアンケート」の結果からみえる現状	21
第2章 計画の基本的な考え方	25
1 計画の位置付け	26
2 基本理念	27
3 計画が目指す視点	28
4 計画の基本目標	29
5 計画の期間	29
第3章 計画の体系	31
第四次こおりやま男女共同参画プランの体系図	32
第4章 基本目標別の内容	35
基本目標1 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画社会の実現	36
施策の方向性1 男女共同参画意識の普及・啓発	38
施策の方向性2 ジェンダーに敏感な視点に立つ男女平等教育	39
施策の方向性3 人権を尊重する意識の醸成と環境づくり	40

基本目標 2 あらゆる分野における女性の活躍の促進	42
施策の方向性 1 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	44
施策の方向性 2 意思決定過程への女性の参画促進	45
施策の方向性 3 女性人材の育成と多様なチャレンジへの支援	46
基本目標 3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	47
施策の方向性 1 仕事と生活の調和に向けた環境の整備	48
施策の方向性 2 多様な働き方の推進	50
基本目標 4 安全・安心な暮らしの実現	51
施策の方向性 1 男女共同参画の視点を取り入れた健康支援	53
施策の方向性 2 あらゆる暴力の根絶と困難な問題を抱える女性やDV被害者への支援	54
施策の方向性 3 安全・安心なまちづくりの推進	57

第5章 計画の推進体制 59

計画の推進体制	60
(1) 郡山市男女共同参画審議会	60
(2) 郡山市男女共同参画庁内推進会議	60
(3) 推進拠点施設「郡山市男女共同参画センター（さんかくプラザ）」	61
(4) 市民団体、事業者との連携	61
(5) 国・県等関係機関との連携	62

資料編 63

・基本指標一覧	64
・用語解説	66
・日本国憲法	71
・男女共同参画社会基本法	77
・郡山市男女共同参画推進条例	82
・郡山市男女共同参画センター条例	85
・男女共同参画に関する相談窓口一覧	90

第1章

計画策定の趣旨等



1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、性別により個人の生き方を制限されることなく、喜びも責任も分かち合い、その個性と能力が十分に発揮される社会のことであり、国が1999（平成11）年に制定した「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会の実現を国の最重要課題として位置付けています。このため、国や県においては、男女共同参画推進のための計画等を策定し、各種施策を進めてきました。

本市においても、2001（平成13）年に「こおりやま男女共同参画プラン」の策定、2002（平成14）年12月に「郡山市男女共同参画都市」の宣言、2003（平成15）年3月に「郡山市男女共同参画推進条例」の制定、2009（平成21）年に「第二次こおりやま男女共同参画プラン」の策定、2018（平成30）年に「第三次こおりやま男女共同参画プラン」の策定を行い、市民一人ひとりが性別にかかわらず、その人権が尊重され、あらゆる分野において平等な、豊かで活力ある「男女共同参画のまち 郡山」の実現に向けた施策に積極的に取り組んできました。

しかしながら、本市の現状を見るとあらゆる分野における意思決定の過程において、女性の参画が進んでいるとはいえ、2024（令和6）年に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」では、依然として、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の存在などにより、男女間に意識の格差が見られ、男女共同参画社会の実現には、なお一層の努力が必要であるとともに、市民一人ひとりが男女共同参画の理解を深めるためのさらなる取り組みが必要となっております。

本計画は、このような状況のもと、前プラン（改定版）が2025（令和7）年度で終了することから、引き続き「男女共同参画のまち 郡山」の実現に向け、前プラン（改定版）の考え方を継承しつつ、社会情勢の変化等による新たな課題に的確に対応するため、「男女共同参画に関する市民意識調査」や郡山市男女共同参画審議会からの意見を反映させ、パブリックコメントを実施した上で、関係法令や市の関係計画等との整合性を図り策定いたしました。

男女共同参画社会とは

男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいいます。

（男女共同参画社会基本法 第2条）

2 これまでの市の取組

- 郡山市においては、女性政策を総合的に推進するため、1992（平成4）年、教育委員会事務局に「女性企画室」を設置すると共に、女性行政の推進のため、「郡山市女性行動計画有識者会議」及び「郡山市女性行動計画庁内連絡会議」を設置しました。
- 1993（平成5）年には、女性問題の解決と男女共同参画社会の形成をめざして「郡山市女性行動計画」を策定し、さらに、1995（平成7）年に策定した「郡山市第四次総合計画」に人権尊重と男女平等の理念を基本とした「男女がともに進める地域社会の創造」を掲げ、各部における事業を積極的に推進してきました。同年7月、「郡山市女性行動計画有識者会議」を「郡山市女性行動計画推進協議会」に改め、計画の推進にあたり広く意見をいただきました。
- また、1995（平成7）年には、政策・方針決定過程への女性の参画を基本とし、各種審議会等委員への女性登用を拡大させるため、「人材リスト制度」を創設し、女性委員の積極的な登用を図ってまいりました。
 - さらに、男女共同参画の実現に向けた気運の醸成を図るため、同年から男女共同参画情報紙「シンフォニー」の全戸配布やセミナーの開催など、市民の意識改革に努めてきました。
- 2001（平成13）年には、「男女共同参画社会基本法」の趣旨を踏まえ、郡山市女性行動計画を見直し、新たに「～女と男（ひととひと）がきらめくまち～こおりやま男女共同参画プラン」を策定し、市民一人ひとりが性別にかかわらず個性と能力が十分に発揮でき、男女がお互いを認め合い、責任も分かち合う豊かな生活を送ることができる男女共同参画社会の実現を目指して、各種施策を推進してきました。
- 2002（平成14）年、組織改編により市民部局に「男女共同参画課」を設置し、県内市町村で初となる「男女共同参画センター（さんかくプラザ）」を開設し、12月には、男女共同参画社会の形成に向けて、広く市民の気運の醸成を図るため「男女共同参画都市宣言」を行うとともに、「第1回男女共同参画フェスティバル」を開催いたしました。
- 2003（平成15）年には、男女共同参画推進の基本理念や基本的な施策を定めた「郡山市男女共同参画推進条例」を制定し、また、男女共同参画の推進に関する事項について審議等を行う「郡山市男女共同参画審議会」を設置しました。
- 2004（平成16）年には、男女共同参画推進事業者表彰を行い、受賞者を公表することとしました。
- 2006（平成18）年、「郡山市男女共同参画審議会」からの答申を受け、「こおりやま男女共同参画プラン」を改訂しました。
- 2010（平成22）年、「こおりやま男女共同参画プラン [改訂版]」の計画期間が平成21年度で終了することから、「男女共同参画のまち 郡山」を目指して「第二次こおりやま男女共同参画プラン」を策定しました。
- 2014（平成26）年、「女性の活躍による経済活性化」行動計画の趣旨に則り、あらゆる分野での女性の活躍推進に向けた地域ぐるみの取り組みを支援するために、関係団体及び機関・企業等と連携して、「こおりやま女性の活躍推進ネットワーク会議」を発足しました。
- 2016（平成28）年、「第二次こおりやま男女共同参画プラン」の計画期間が平成29年度で終了することから、「男女共同参画に関する市民意識調査」、「女性活躍推進に関する事業所調査」を実施するとともに、直接、市民の皆様から意見を伺うための「市民意見交換会」を開催しました。
- また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の完全施行を記念して、「女性活躍推進フォーラム」を開催するとともに、あらゆる分野に女性の参画を推奨するため内閣府が設置した「理

工系女子応援ネットワーク会議」に、中核市としては全国で初めて参加登録を行うとともに、「目指せ！理工系女子バスツアー」を開催しました。

- 2018（平成30）年、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されたことにより、政治分野における女性の参画を促進するため、女性が政治に興味関心を持つきっかけとなるよう「政治まるっと体験会」を実施しました。また、第三次こおりやま男女共同参画プランを策定しました。
- 2019（令和元）年12月8日、世界初の新型コロナウイルス感染症の感染者が報告されました。（WHO世界保健機構）
- 2020（令和2）年1月16日、日本で最初にコロナ感染者が報告され、本市でも同年3月ごろから感染者が報告されました。
- 2020（令和2）年6月に、従来2月に実施していた男女共同参画フェスティバルを6月の男女共同参画週間イベントに合わせ実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により中止としました。
- 全国的に新型コロナウイルス感染症にかかる不当な差別・偏見が拡がりを見せたため、本市は2021（令和3）年4月から市ホームページ及び広報こおりやまで差別防止の記事を掲載開始したほか、街頭啓発も実施しました。
- 2021（令和3）年、新型コロナウイルス感染拡大の影響から男女共同参画フェスティバルをオンラインのみで開催しました。
- 2022（令和4）年、新型コロナウイルス感染拡大の影響から男女共同参画フェスティバルをオンラインと小規模の講座と組み合わせて開催しました。
- 2022（令和4）年、新型コロナウイルス感染症のまん延や気候変動による自然災害の増加、SDGsやICTの進展など社会情勢の変化による新たな課題に的確に対応するために「第三次こおりやま男女共同参画プラン改定版」を策定しました。
- 2024（令和6）年、誰一人として取り残されず、一人ひとりが性別にかかわらず個性と能力が十分に発揮でき、お互いを認め合い、責任も分かち合う豊かな社会を構築していくことを目指し、市制施行100周年を迎えた郡山市で「第23回福島県男女共生のつどい&郡山市男女共同参画フェスティバル2024」を16年振りに開催しました。
- 同年には、築40年超となる男女共同参画センター（さんかくプラザ）について、「男女共同参画のまち郡山」の実現を目指すための「市民活動の拠点施設」として今後も活用していくために、施設の長寿命化改修工事を実施しました。
- 2025（令和7）年、男女共同参画に加え、多様性を尊重し共存する社会の実現を目指すために、組織改編により「男女共同参画課」から、「男女共同参画係」、「Z世代活躍係」、「多文化共生推進係」で構成される「ダイバーシティ推進課」に改称しました。



～郡山市男女共同参画センター（さんかくプラザ）～
※長寿命化改修工事後



～福島県男女共生のつどい&郡山市男女共同参画フェスティバル2024～
（講演：山口真由氏）

【参考】 男女共同参画推進に関する国内外の動向

年	国連の動き	国(○)・県(●)の動き	郡山市の動き
1946年(昭21)		○日本国憲法公布（男女平等の明記、婦人参政権の実現）	
1948年(昭23)	○「世界人権宣言」採択		
1955年(昭30)			○「婦人会館」が新築会館（郡山市公民館と併設）
1966年(昭41)	○「国際人権規約」採択		
1972年(昭47)		○勤労婦人福祉法施行	
1973年(昭48)			○「働く婦人の家」新築開館（郡山市立中央公民館併設3階） ○「第1回働く婦人のつどい」開催 ○「婦人会館」解体撤去
1975年(昭50)	○国際婦人年（目標：平等、開発、平和） ○第1回世界女性会議（メキシコシティ） ○「世界行動計画」採択	○婦人問題企画推進本部設置 ○婦人問題企画推進会議開催	
1976年(昭51)	「国連婦人の10年」（1976年～1985年）	○「民法」の一部改正（婚氏続称制度の新設） ○「一部の公務員等に対する育児休業法」施行	○「働く婦人のつどい」を「女性の祭典」に改称
1977年(昭52)		○「国内行動計画」策定 ○「婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要綱」決定 ○「国立女性教育会館」設置	
1979年(昭54)	○「女子差別撤廃条約」採択		
1980年(昭55)	○「国連女性の10年」中間年第2回世界女性会議（コペンハーゲン） ○「国連女性の10年後半期行動プログラム」採択	○「女子差別撤廃条約」への署名 ○「民法」の一部改正（配偶者相続分の引き上げ）	
1981年(昭56)		○「国内行動計画後期重点目標」策定	

年	国連の動き	国(○)・県(●)の動き	郡山市の動き
1982年 (昭57)			○「郡山市婦人グループ連絡会」結成 ○「婦人会館」新築開館(職員は「働く婦人の家」も兼務) ○「女性の祭典」を婦人会館で開催(以降「働く婦人の家」と共催)
1984年 (昭59)		○国籍法の改正(父母両系主義)	○「女性の祭典」を文化センターで開催
1985年 (昭60)	○「国連女性の10年」を締めくくる第3回世界女性会議(ナイロビ) ○「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	○「男女雇用機会均等法」成立 ○「国民年金法」の改正 ○「女子差別撤廃条約」批准	
1986年 (昭61)		○婦人問題企画推進有識者会議開催 ○「男女雇用機会均等法」施行	
1987年 (昭62)		○「西暦2000年に向けての国内行動計画」策定 ○女子差別撤廃条約実施状況「第1回報告書」提出	
1988年 (昭63)	○女子差別撤廃条約実施状況「第1回報告書」審議(国連女子差別撤廃委員会)		
1990年 (平2)	○「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		
1991年 (平3)		○「西暦2000年に向けての国内行動計画」(第一次改定) ○「育児休業法」成立	
1992年 (平4)		○「育児休業法」施行 ○女子差別撤廃条約実施状況「第2回報告書」提出	○教育委員会に「女性企画室」設置 ○「郡山市女性意識調査」実施 ○「女性行動計画有識者会議」設置
1993年 (平5)	○国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 ○世界人権会議	○「パートタイム労働法」成立 ○女子差別撤廃条約実施状況「第3回報告書」提出	○「郡山市女性行動計画」策定

年	国連の動き	国(○)・県(●)の動き	郡山市の動き
1994年 (平6)	○「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議(ジャマイカ) ○「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択 ○実施状況「第2・3回報告書」審議(国連女子差別撤廃委員会) ○国連防災世界会議「より安全な世界に向けての横浜戦略」採択	○男女共同参画推進室、男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部設置 ●「ふくしま新世紀女性プラン」策定(平成6年3月)	
1995年 (平7)	○第4回世界女性会議(北京) ○「北京宣言及び行動綱領」採択	○「育児休業法」の改正(介護休業制度の法制化) ○「ILO(国際労働機関)」第156号」批准	○「女性人材リスト制度」創設 ○男女共同参画情報紙創刊
1996年 (平8)		○「男女共同参画ビジョン」答申 ○「男女共同参画2000年プラン」策定	○男女共同参画情報紙の名称を「シンフォニー」に変更
1997年 (平9)		○「男女雇用機会均等法」の改正 ○「労働基準法」の改正 ○「育児・介護休業法」の改正	
1998年 (平10)		○「男女共同参画社会基本法案」を国会に提出 ○女子差別撤廃条約実施状況「第4回報告書」提出	
1999年 (平11)	○女子差別撤廃条約「選択議定書」採択	○「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ○改正「男女雇用機会均等法」施行	○「男女平等に関する市民意識調査」実施
2000年 (平12)	○国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク) ○国際組織犯罪防止条約「パレルモ議定書」採択	○国際組織犯罪防止条約「パレルモ議定書」署名 ○「男女共同参画基本計画」策定(平成12年12月) ○「ストーカー行為の規制等に関する法律」公布	
2001年 (平13)		○内閣府に「男女共同参画会議」「男女共同参画局」設置 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」公布・一部施行 ●「ふくしま男女共同参画プラン」策定(平成13年2月) ●「福島県男女共生センター」開設	○「郡山市女性行動計画」を見直し、「こおりやま男女共同参画プラン」策定(平成13年2月) ○「郡山市男女共同参画庁内推進会議」設置 ○「男女共同参画サポーター制度」創設

年	国連の動き	国(○)・県(●)の動き	郡山市の動き
2002年 (平14)		○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」完全施行 ○女子差別撤廃条約実施状況「第5回報告書」提出	○組織改編により、市長部局に「男女共同参画課」設置 ○「男女共同参画センター(愛称：さんかくプラザ)」設置(県内初) ○「婦人会館」廃止、「働く婦人の家」を「働く女性の家」に改称 ○「郡山市男女共同参画都市」を宣言 ○「女性の祭典」を改称し、「第1回男女共同参画フェスティバル」開催
2003年 (平15)	○女子差別撤廃条約実施状況「第4・5回報告書」審議(国連女子差別撤廃委員会) ○国際組織犯罪防止条約発効	○「次世代育成支援対策推進法」施行 ○「少子化社会対策基本法」施行	○「郡山市男女共同参画推進条例」施行 ○「郡山市男女共同参画審議会」設置
2004年 (平16)		○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	○プラン改訂に向け「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2005年 (平17)	○国連婦人の地位委員会(北京+10)宣言と決議を採択 ○第2回国連防災世界会議「兵庫行動枠組(2005-2015)」採択	○「第2次男女共同参画基本計画」策定(平成17年12月)	○プラン改訂に向け「市民意見交換会」・「パブリックコメント」実施
2006年 (平18)		○「男女雇用機会均等法」の改正 ●「ふくしま男女共同参画プラン」改定(平成18年3月)	○「こおりやま男女共同参画プラン改訂版」策定(平成18年3月)
2007年 (平19)		○改正「男女雇用機会均等法」の施行 ○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」決定(平成19年12月18日)	
2008年 (平20)		○改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行 ○「地域における男女共同参画推進の今後のあり方について」作成 ○女子差別撤廃条約実施状況「第6回報告書」提出	○「男女共同参画センター(さんかくプラザ)」に指定管理者制度を導入 ○「働く女性の家」廃止 ○第二次プラン策定に向けて「男女共同参画に関する市民意識調査」・「市民意見交換会」実施

年	国連の動き	国(○)・県(●)の動き	郡山市の動き
2009年 (平21)	○女子差別撤廃条約実施状況「第6回報告書」審議・最終見解の公表(国連女子差別撤廃委員会)	○「育児・介護休業法」改正 ○男女共同参画シンボルマーク決定 ○女性に関するASEAN+3委員会(ACW+3)第1回会合	○第二次プラン策定に向け「市民意見交換会」・「パブリックコメント」実施 ○郡山市議会9月定例会において、請願第44号「女性差別撤廃条約選択議定書批准を求める意見書の提出について」を採択
2010年 (平22)	○国連総会にて「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」の設立を決議	○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ○「第3次男女共同参画基本計画」策定(平成22年12月) ●「ふくしま男女共同参画プラン」改定(平成22年3月)	○郡山市犯罪被害者等施策庁内連絡会議の設置と開催 ○「第二次こおりやま男女共同参画プラン」策定(平成22年3月)
2011年 (平23)	○「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(略称UN Women)発足 ○ILOとUN Womenが職場における女性のエンパワーメント促進に向けた覚書締結	○女子差別撤廃委員会最終見解に対する日本政府コメント提出 ○平成23年3月11日東日本大震災	○東日本大震災の影響により「男女共同参画センター(さんかくプラザ)」の休館(平成23年5月31日まで) ○「男女共同参画センター(さんかくプラザ)」の指定管理者に財団法人郡山市文化・学び振興公社を再指定(平成23～25年度の3年間)
2012年 (平24)	第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント決議案」採択	○「女性の活躍による経済活性化」行動計画策定	○「男女共同参画センター(さんかくプラザ)」開館10周年 ○「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2013年 (平25)	○女子差別撤廃委員会最終見解に対する日本政府コメントに係る追加的情報提供(平成24年11月)についての同委員会見解の公表	○「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」策定 ●「ふくしま男女共同参画プラン」改定(平成25年3月)	○「男女共同参画センター(さんかくプラザ)」の指定管理者を一般公募
2014年 (平26)	○第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント決議案」採択	○改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ○すべての女性が輝く社会づくり本部設置(平成26年10月3日)	○「男女共同参画センター(さんかくプラザ)」の指定管理者に公益財団法人郡山市文化・学び振興公社を再指定(平成26～30年度の5年間) ○「こおりやま女性の活躍推進ネットワーク会議」発足

年	国連の動き	国(○)・県(●)の動き	郡山市の動き
2015年 (平27)	○持続可能な開発のための2030アジェンダ国連採択 ○第3回国連防災会議開催「仙台宣言」「仙台防災枠組2015-2030」採択	○「第4次男女共同参画基本計画」策定(平成27年12月) ○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布(平成27年9月4日)	
2016年 (平28)	○「女性の能力開花のためのG7行動指針」 ○女子差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告審査・最終見解の公表 ○第60回国連女性の地位委員会「女性のエンパワメントと持続可能な開発の関連性」採択 ○「ジェンダーと災害に関するアジア太平洋地域会議」	○「女性の職業生活における活躍推進に関する法律」完全施行(平成29年4月1日) ○「女性活躍加速のための重点方針2016」策定 ○国際女性会議(WAW! 2016)開催 ○内閣府に理工系女子応援ネットワーク設立 ○「G7伊勢志摩首脳宣言」 ○「育児・介護休業法」改正	○「男女共同参画に関する市民意識調査」、「女性活躍推進に関する事業所調査」実施 ○第三次プラン策定に向け、市民意見交換会を開催 ○女性活躍推進フォーラムの開催 ○内閣府理工系女子応援ネットワークに参加登録(中核市としては全国初)
2017年 (平29)	○第61回国連女性の地位委員会「変化する仕事の世界における女性の経済的エンパワメント」、「職場におけるセクシャル・ハラスメント解消決議」などが採択	○国際組織犯罪防止条約締結 ○国際女性会議(WAW! 2017)開催 ●「ふくしま男女共同参画プラン」改定(平成29年3月)	○第三次プラン策定に向け、「パブリックコメント」実施
2018年 (平30)	○第62回国連女性の地位委員会「女性の地位に関する今後の組織と作業方法」決議などが採択	○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行(平成30年5月23日)	○「第三次こおりやま男女共同参画プラン」策定(平成30年3月) ○セーフコミュニティ国際認証取得(平成30年2月2日・県内初)
2019年 (令元)	○第63回国連女性の地位委員会「ジェンダー平等及び女性と女児のエンパワメントのための社会保護システム、公共サービス及び持続可能なインフラへのアクセス」採択	○「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」施行(令和元年4月1日) ○国際女性会議(WAW!/W20)開催	○「男女共同参画センター(さんかくプラザ)」の指定管理者に公益財団法人郡山市文化・学び振興公社を再指定(令和元~5年度の5年間) ○「SDGs未来都市」選定(令和元年7月1日・県内初)
2020年 (令2)	○第64回国連女性の地位委員会(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、大幅な日程の短縮及び規模を縮小しての開催)	○「第5次男女共同参画基本計画」策定(令和2年12月) ○改正「女性の職業生活における活躍推進に関する法律」施行	

年	国連の動き	国(○)・県(●)の動き	郡山市の動き
2021年 (令3)	○第65回国連女性の地位委員会「ジェンダー平等の達成と全ての女性と女児のエンパワメントに向けた女性の公的領域における完全かつ効果的な参画と意思決定及び暴力の根絶」採択 ○「G7英国・サミット」首脳宣言におけるジェンダー平等関連では、3つの主要な優先事項(①女子教育、②女性のエンパワメント、③女性と女児への暴力の根絶)からなることなどを明記	○改正「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 ●「ふくしま男女共同参画プラン」改定(令和3年12月)	
2022年 (令4)	○第66回国連女性の地位委員会「気候変動、環境及び災害リスク削減の政策・プログラムにおけるジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワメントの達成」採択 ○「G7ドイツ・サミット」首脳宣言において、ジェンダー平等の達成に向けた進捗を継続的に監視するために、「ジェンダー格差に関するG7ダッシュボード」を新たに承認	○女性人材育成プラン策定(令和4年4月) ○改正「女性の職業生活における活躍推進に関する法律」施行 ○改正「育児・介護休業法」施行(令和4年4月1日、10月1日、令和5年4月1日) ○国際女性会議(WAW! 2022)開催 ●「ふくしま女性活躍推進計画」策定(令和4年3月) ●福島県犯罪被害者等支援条例施行(令和4年4月1日)	○「第三次こおりやま男女共同参画プラン改定版」策定(令和4年9月)
2023年 (令5)	○第67回国連女性の地位委員会「ジェンダー平等と全ての女性と女児のエンパワメントの達成のためのイノベーション、技術変革、デジタル時代の教育」採択	○「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」施行(令和5年6月23日)	○セーフコミュニティ国際認証取得(令和5年2月4日・再認証)
2024年 (令6)	○第68回国連女性の地位委員会「ジェンダーの視点からの貧困撲滅、機構強化、資金動員によるジェンダー平等と全ての女性・女児のエンパワメント達成の加速」採択	○改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」施行	○こおりやま男女共同参画情報紙シンフォニー廃刊(最終号令和6年3月第60号) ○「福島県男女共生のつどい&郡山市男女共同参画フェスティバル」開催(郡山市制施行100周年記念事業)

年	国連の動き	国(○)・県(●)の動き	郡山市の動き
2024年 (令6)	○「G7プーリア・サミット」首脳宣言におけるジェンダー平等関連部分において、国際金融機関と共に、女性のエンパワーメントを高めるため、3年間にわたって少なくとも200億米ドルを開放する旨を明記	○「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行(令和6年4月1日) ●「福島県パートナーシップ制度」開始	○「男女共同参画センター(さんかくプラザ)」の施設長寿命化の為の大規模改修工事実施(休館6月～3月) ○「男女共同参画に関する市民意識調査」実施 ○「男女共同参画センター(さんかくプラザ)」の指定管理者に公益財団法人郡山市文化・学び振興公社を再指定(令和6～10年度の5年間)
2025年 (令7)	○第69回国連女性の地位委員会「国・地域が事前にまとめた報告をもとに議論された政治宣言を採択(北京会議から30年が経過し、一定の進捗が見られるものの、現在においてもジェンダー平等を達成した国は存在せず、男女格差は縮小していないことを強調)」	○新・女性デジタル人材育成プラン策定(令和7年6月) ○改正「育児・介護休業法」施行(令和7年4月1日、10月1日) ○改正「男女雇用機会均等法」公布(令和7年6月11日) ○改正「女性の職業生活における活躍推進に関する法律」公布(令和7年6月11日) ○独立行政法人男女共同参画機構法及び独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律公布(令和7年6月20日) ○日本で初めて女性の首相が誕生	○組織改編により「男女共同参画課」から「ダイバーシティ推進課」に改称(男女共同参画係・Z世代活躍係・多文化共生推進係で構成) ○「男女共同参画センター(さんかくプラザ)」大規模改修工事完了に伴う施設再開(4月1日～) ○第四次こおりやま男女共同参画プラン策定に向け、「パブリックコメント」実施(令和7年12月16日～令和8年1月14日)
2026年 (令8)		○「第6次男女共同参画基本計画」策定(令和8年3月)	○「第四次こおりやま男女共同参画プラン」策定(令和8年3月)

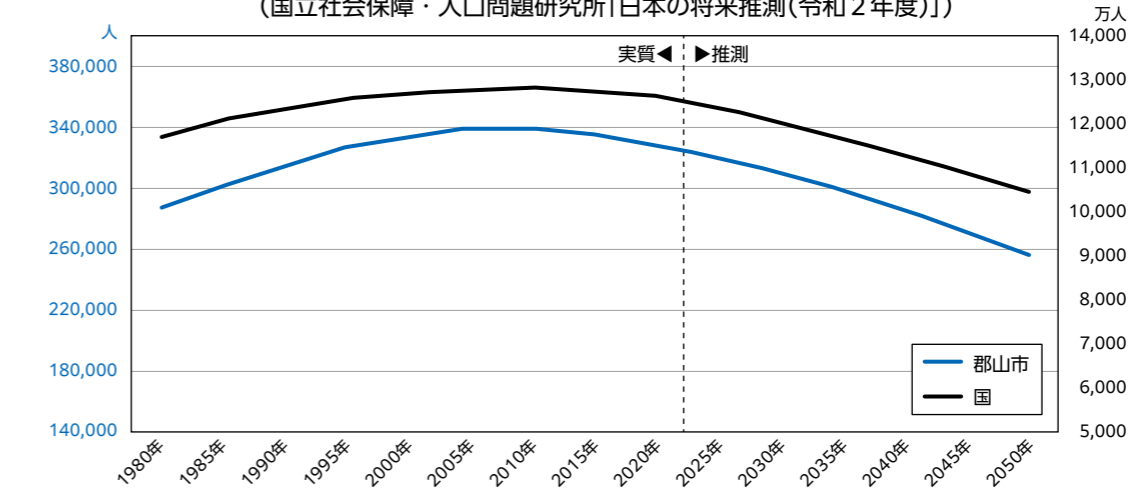
3 計画策定の背景

(1)人口の減少と地域への影響

本市の人口は、2004(平成16)年がピークで2010(平成22)年までは横ばいでしたが、2011(平成23)年の東日本大震災の影響により、大きく減少に転じたものの、震災後の転入超過により人口は緩やかに回復傾向にあります。しかしながら、少子高齢化の進行により、人口構造が変化しており、生産年齢が減少していることから、労働力の低下等が懸念されます。

【郡山市と国の人口推移と将来予測】

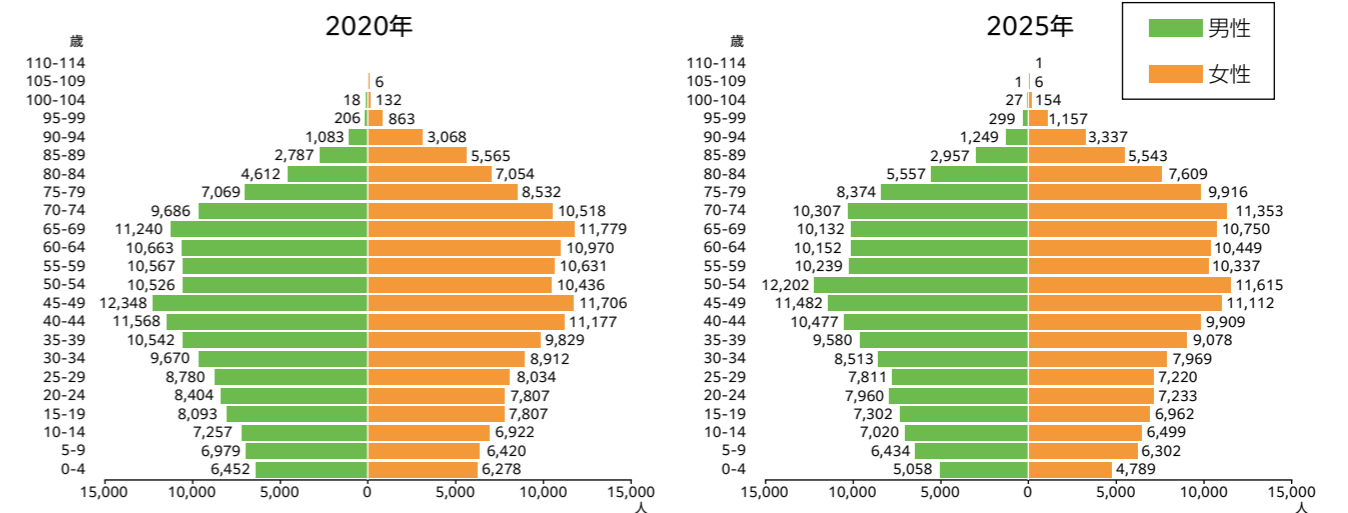
(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推測(令和2年度)」)



年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2020→2050 減少率
国	12,615万人	12,326万人	12,012万人	11,664万人	11,284万人	10,880万人	10,469万人	-17%
福島県	1,833千人	1,732千人	1,640千人	1,546千人	1,449千人	1,349千人	1,247千人	-32%
郡山市	327,692人	319,847人	309,854人	298,392人	285,511人	271,297人	256,083人	-22%

出典：郡山市人口ビジョン

【郡山市の人口ピラミッド】



老年人口(65歳以上)	84,218人(26%)
生産年齢人口(15-64歳)	198,470人(61%)
年少人口(0-14歳)	40,308人(12%)

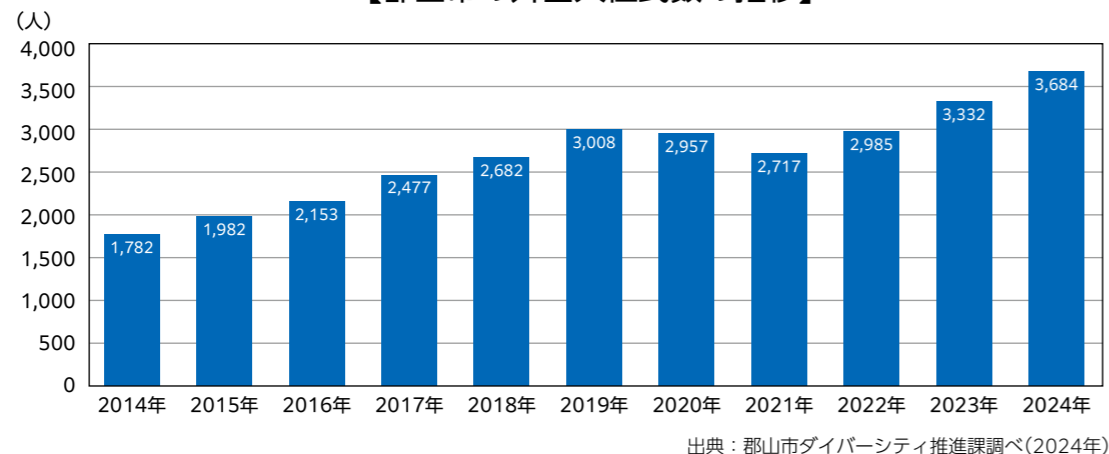
老年人口(65歳以上)	88,729人(28%)
生産年齢人口(15-64歳)	187,602人(60%)
年少人口(0-14歳)	36,102人(12%)

出典：郡山市政策統計課調べ(1月1日時点)

(2) 外国人住民数の推移

本市の外国人住民数は、年々増加傾向にあり、2024（令和6）年の外国人住民数は10年前と比べ、倍増していることから、お互いの国や文化の違いを尊重しながら、共に安全・安心に生活していくための環境整備がますます重要になっています。

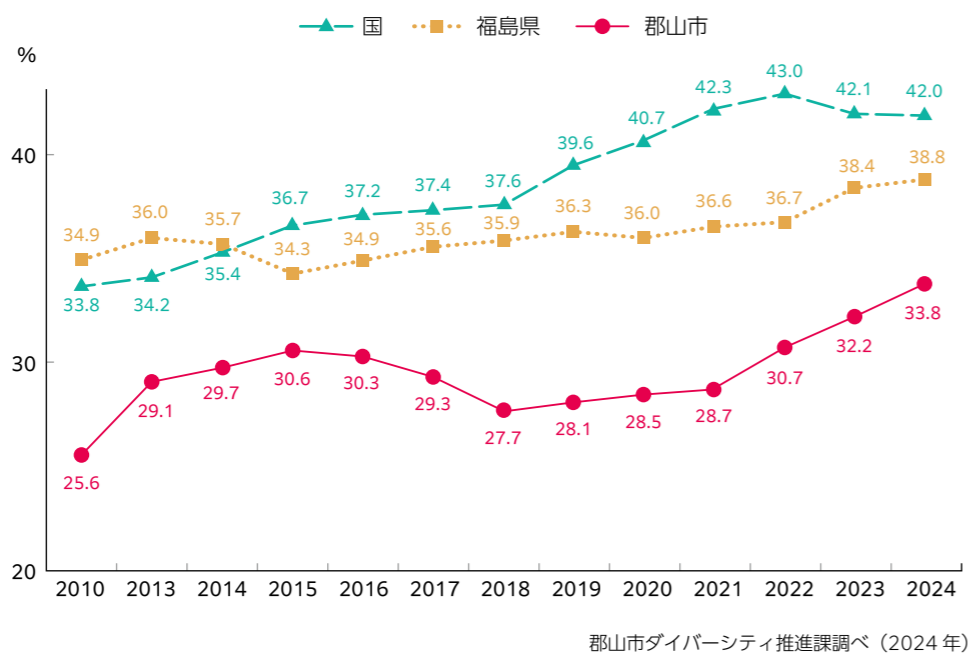
【郡山市の外国人住民数の推移】



(3) 審議会等における女性委員の登用率

本市の審議会等における女性委員の登用率は、2019（令和元）年以降6年連続で上昇していますが、2024（令和6）年における女性委員の登用率は33.8%と目標とする40%には達していない状況です。あらゆる分野において女性が活躍する社会を目指す上では、意思決定機関等における女性の参画は重要な課題であり、今後も関係機関に対する男女共同参画意識の啓発・醸成に取り組む必要があります。

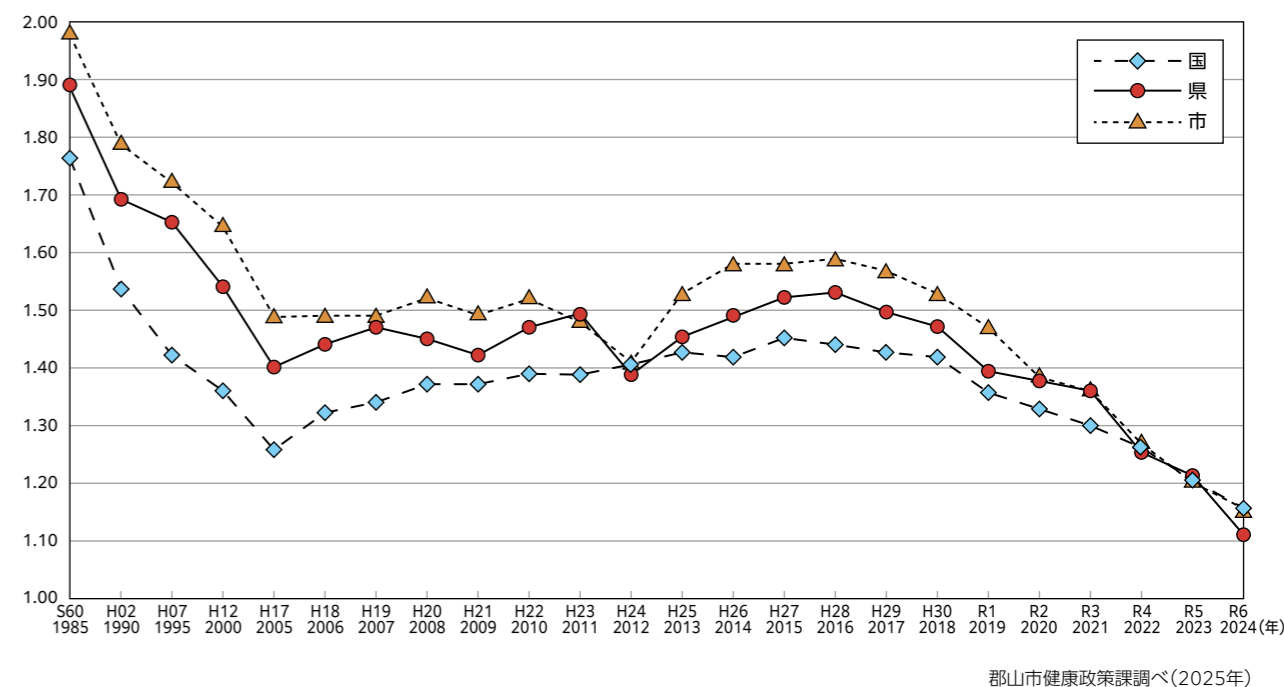
【審議会・委員会等の女性委員登用率】



(4) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、2012（平成24）年以降増加傾向にあったものの、2017（平成29）年以降に減少に転じている状況から、女性をはじめとする誰もが社会で活躍しながら、妊娠、出産、育児等の希望を叶えられる切れ目ない支援が必要です。

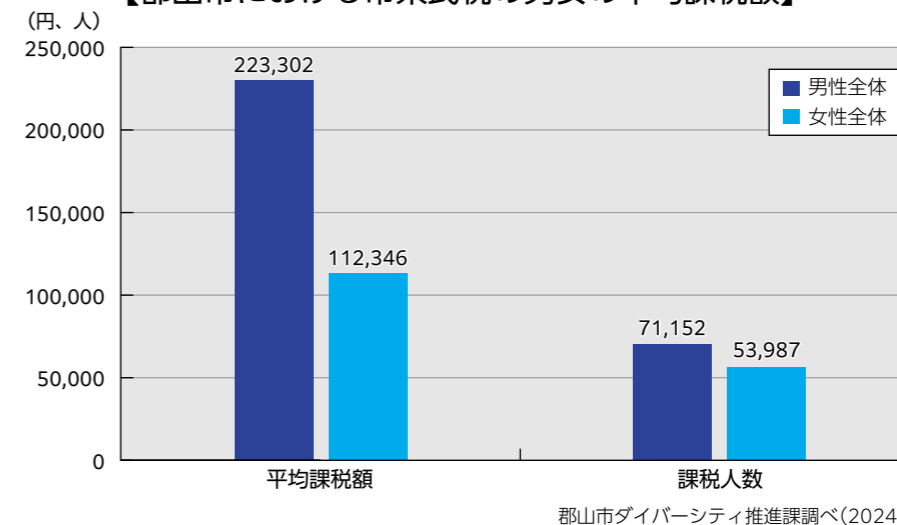
【郡山市と国、県の合計特殊出生率】



(5) 男女別の課税状況

本市における2024（令和6）年の市県民税の課税状況をみると、男性の平均課税額が223,302円であるのに対し、女性の平均課税額は112,346円と男性の約半分となっています。このことは、男女間における所得の格差ともとらえることができ、この男女格差の解消に向けた、女性のエンパワーメントが必要な状況にあります。

【郡山市における市県民税の男女の平均課税額】



(6) 「郡山市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果からみえる現状

【調査の概要】

男女共同参画に関する市民の意識や実態を把握し、「第四次こおりやま男女共同参画プラン」策定に向けた基礎資料とするため、「男女共同参画に関する市民意識調査」（以下、「市民意識調査」という。）を実施しました。

年 度	2024(令和6)年度
調 査 対 象	市内在住18歳以上の男女 3,000人(男女各1,500人)
抽 出 数	住民基本台帳からの年代、地域を考慮した無作為抽出
調 査 方 法	郵送による配布及び回収、インターネットによる電子申請
調 査 期 間	2024(令和6)年7月29日～8月31日
回 答 率	33.1%

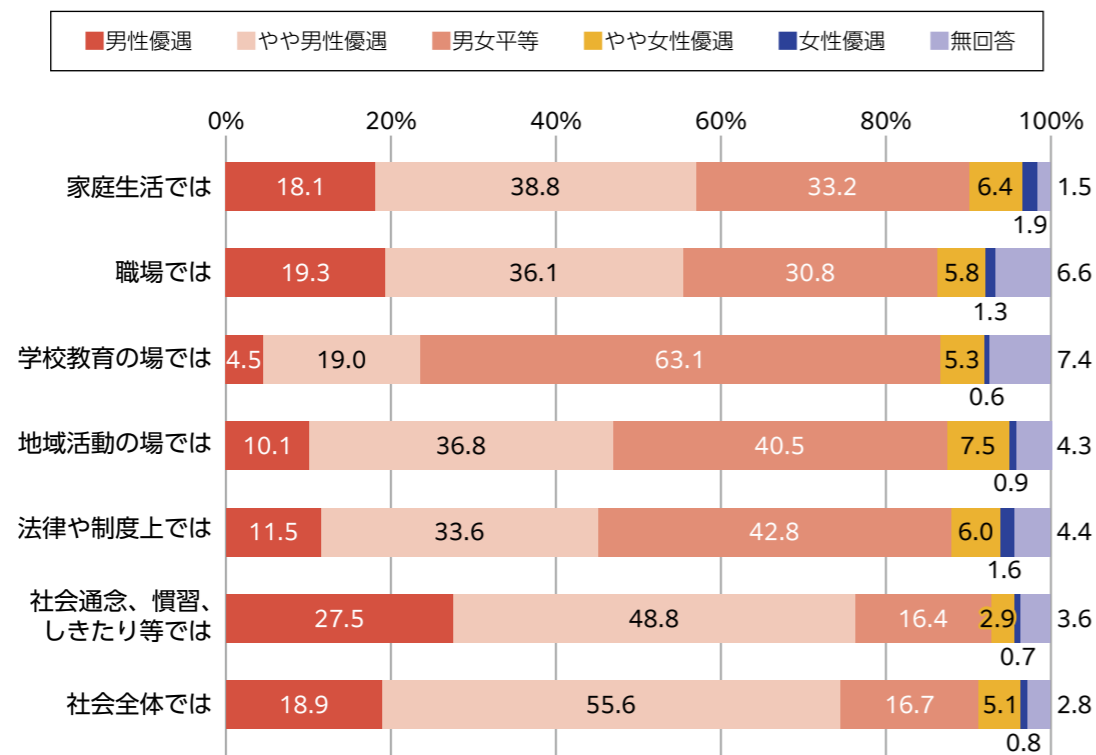
【調査結果の概要】

①男女平等意識について

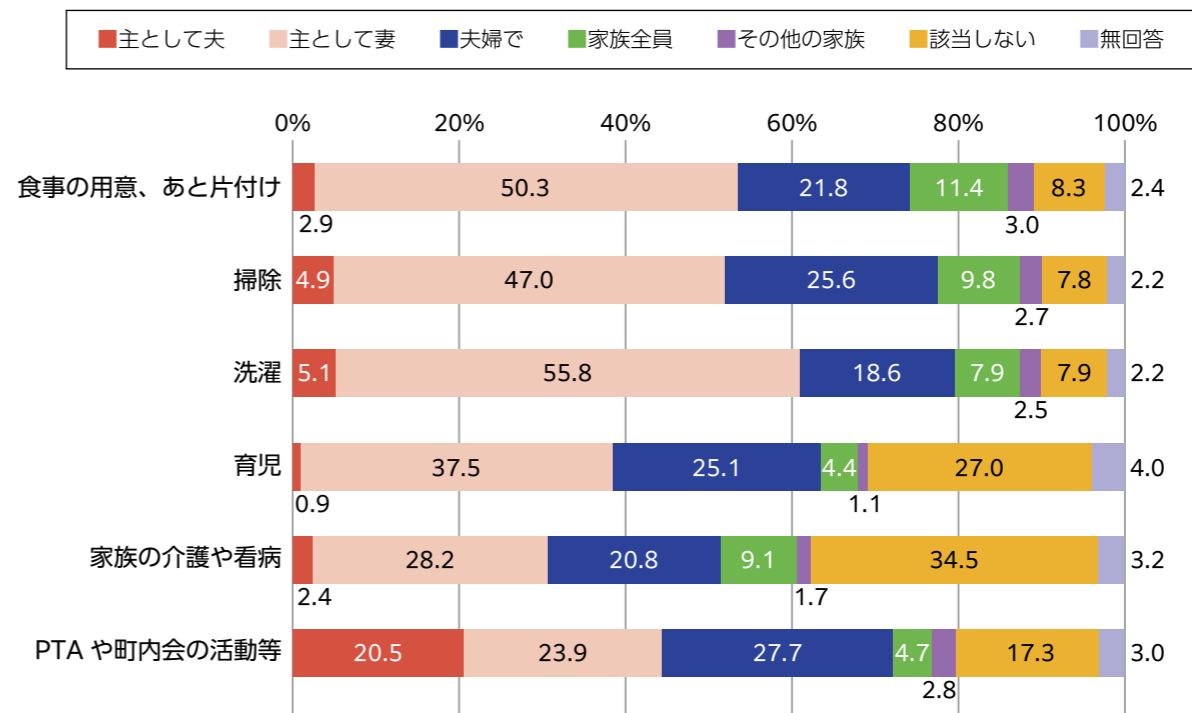
市民意識調査の結果によると、「男女平等」の分野では、「社会全体における男女の地位の平等感」に関する質問で約75%の人が「男性が優遇」又は「やや男性が優遇」されていると回答しています。

また、家庭生活等の役割分担についての質問では、家事・育児・介護等全ての項目で「主として妻」と回答している割合が高い結果となっており、依然として男女間の不平等感や男女間の固定的役割意識が根強いことが分かります。

「家庭生活」、「職場」、「学校教育の場」、「地域活動の場」、「法律や制度上」、「社会通念、慣習、しきたり等」の各分野及び「社会全体」における男女の地位の平等感について



家庭生活における家事等の役割分担について

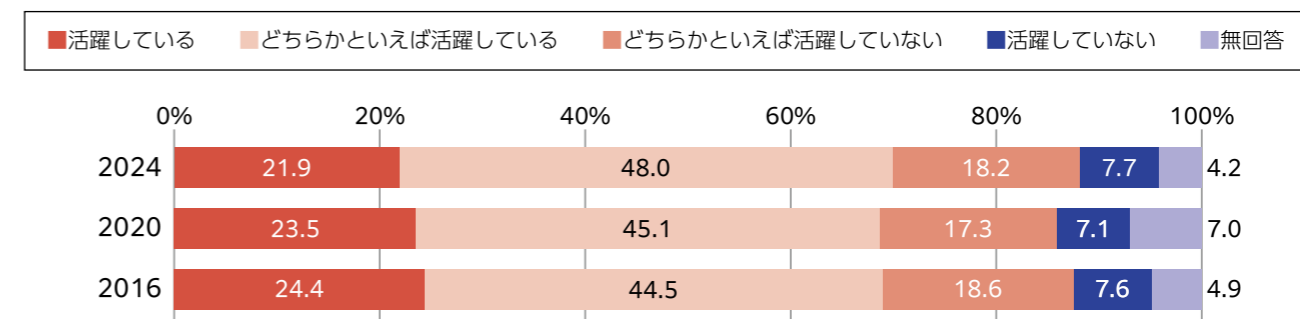


②女性活躍について

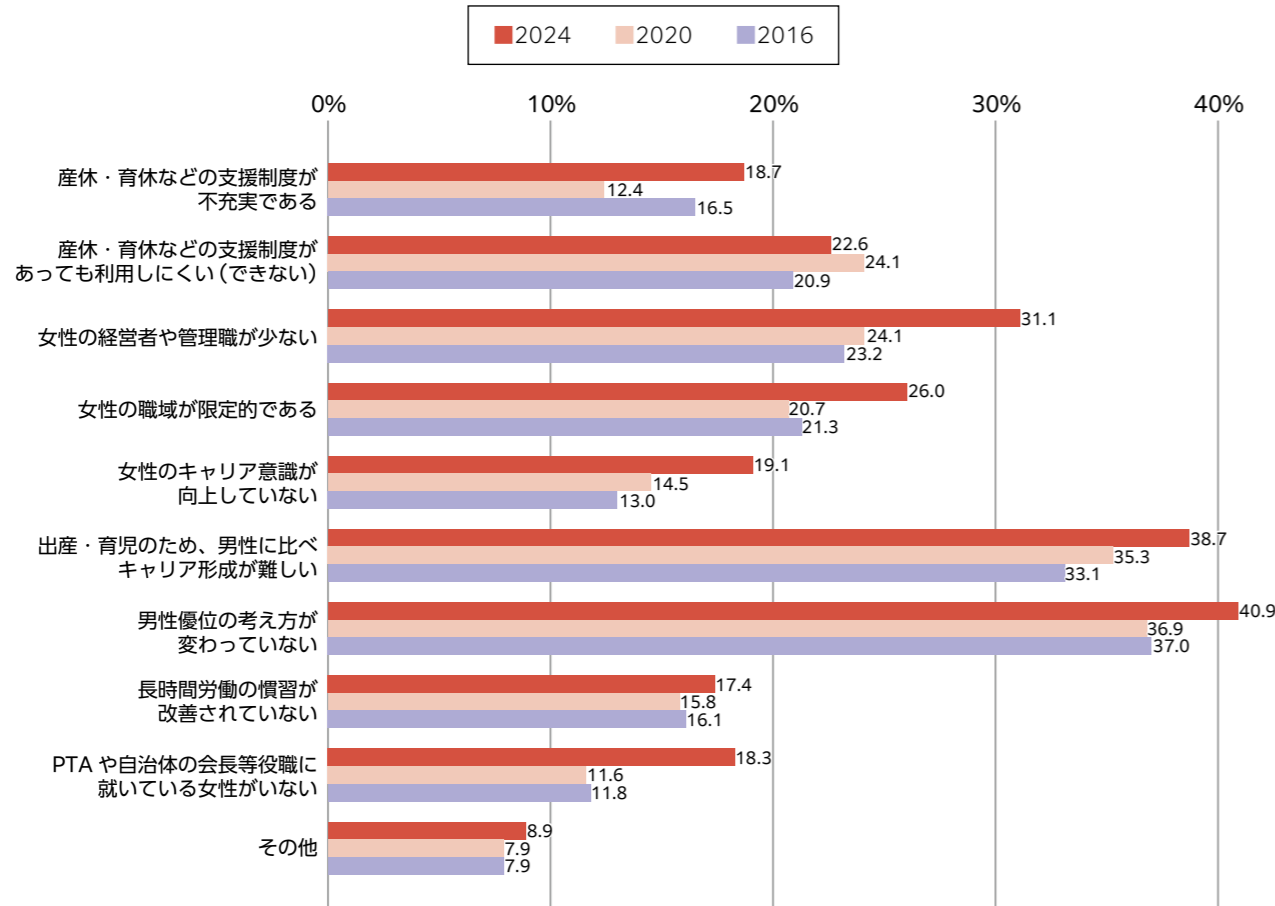
「女性活躍」の分野では、自身あるいは身近な女性が「活躍している」又は「どちらかといえば活躍している」と回答した割合が7割程度と高水準で推移している一方で、「女性活躍に必要なこと」や「女性が活躍していないと感じる理由」については、複数回答により多くの項目で前回、前々回の調査時より上昇しており、市民の「女性が活躍していると感じる基準」が上がっているものと考えられ、女性活躍についての意識が高まっているものと考えられます。

また、女性の就業状況を見ますと、女性の労働力率が結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆるM字カーブは解消されつつある一方で、出産を契機に女性が非正規雇用化する、いわゆるL字カーブが、全国的に課題となっており、現在の男女間賃金格差につながる要因のひとつとされています。

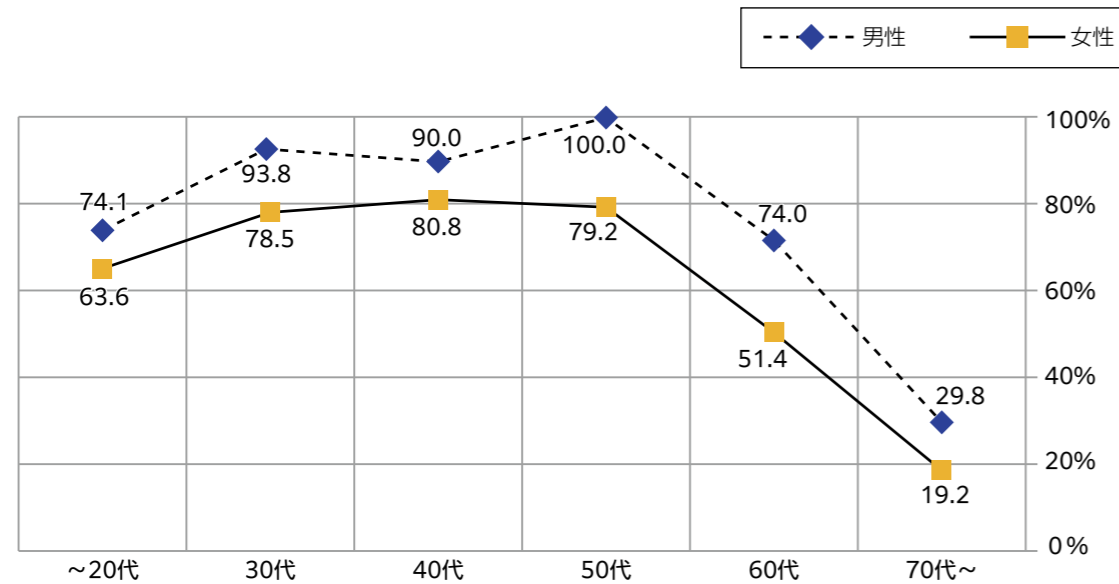
身近にいる女性は仕事や地域活動で活躍しているか



女性が活躍していないと感じる理由（複数回答）



世代別、性別の就業状況

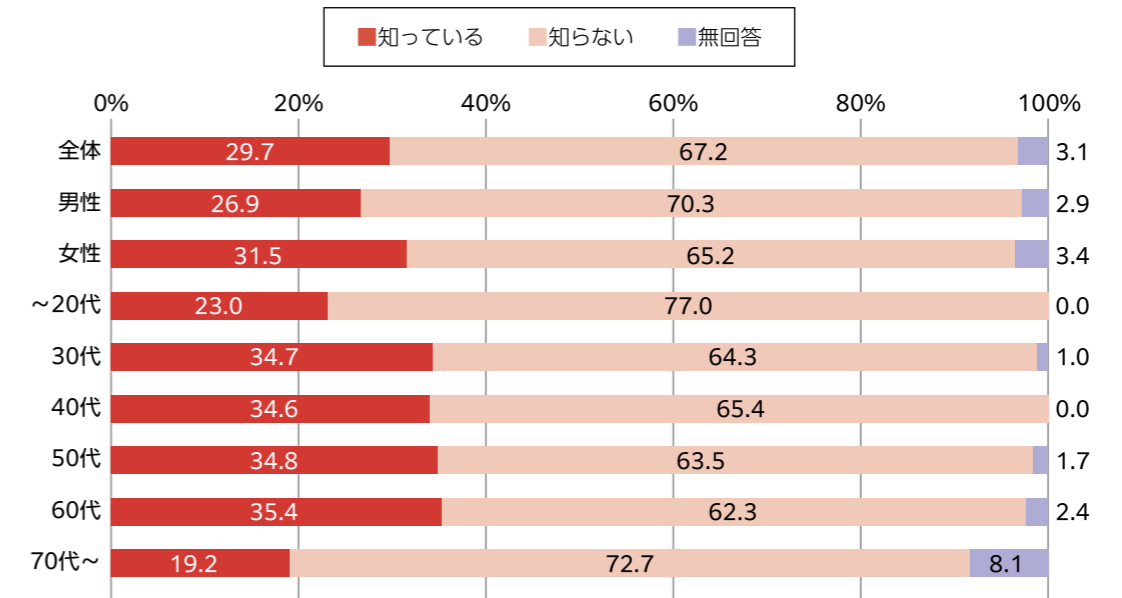


③人権について

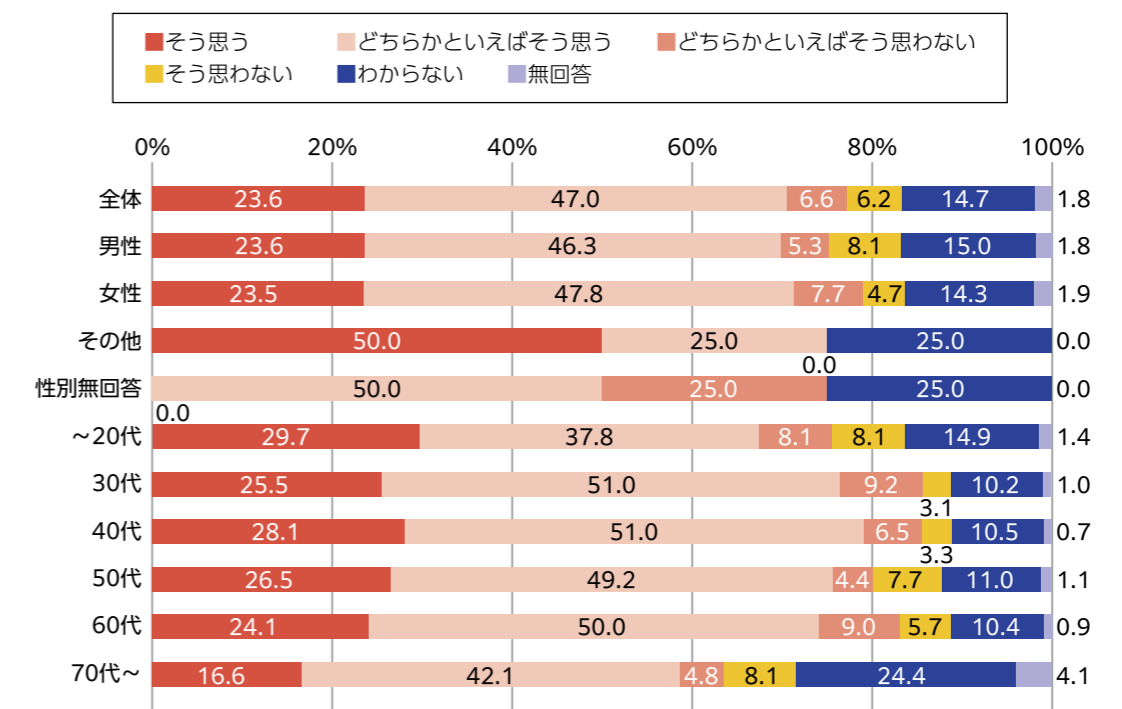
「人権」の分野では、ハラスメントや、ストーカー、DV被害を「自分が受けた」と回答した人が前回調査時より増加傾向にある一方で、そのような人権侵害にあった時の相談窓口を知らないと回答した人が約7割に上ることや被害者の4割近くが相談できずにいるなど、周知や支援体制の面についての課題が見て取れます。

また、「性的マイノリティの方々について差別や偏見などにより生活しづらい社会だと思いますか」という質問に対しては、約7割の人が「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」という結果となりました。

セクハラ、パワハラ、ストーカー、DV等の被害にあった場合の相談窓口の認知度について



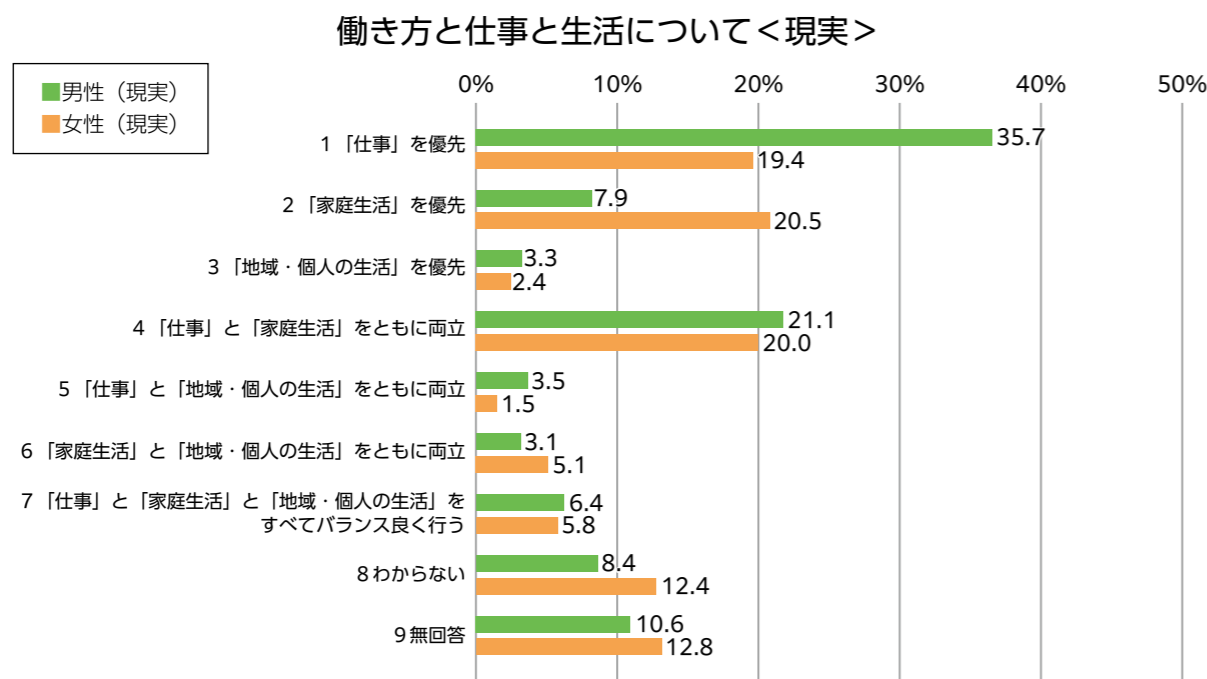
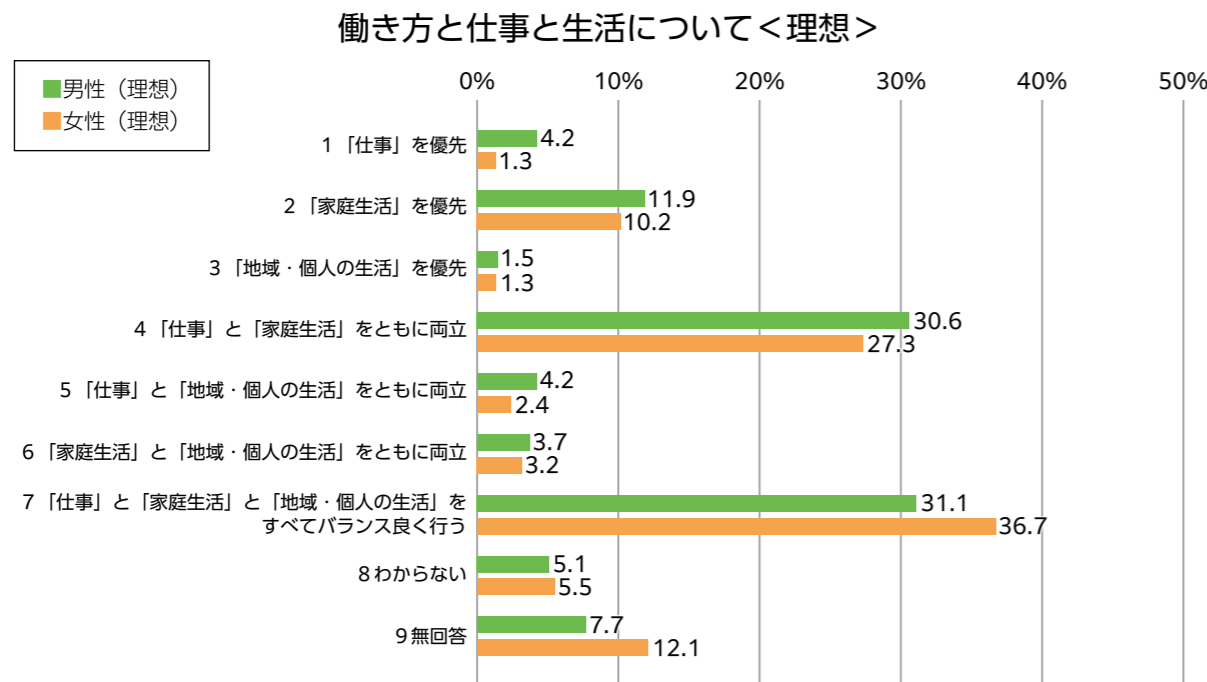
性的マイノリティ（性的少数者）の方々にとって生活しづらい社会だと思うか



④男女の働き方と仕事と生活の調和について

ワークライフバランスの面では、「働き方と仕事と生活」について、多くの方で、「すべてバランスよく行う」といった理想と現実とでは大きなギャップがあると回答しており、現実において、男性は「仕事優先」、女性は「家庭優先」という回答が最も多くなっています。

ワークライフバランスに関する理想と現実について



(7)「郡山市困難な問題を抱える女性への支援についてのアンケート」の結果からみえる現状

【調査の概要】

困難な問題を抱える女性への支援に関する市民の意識や実態を把握し、「第四次こおりやま男女共同参画プラン」策定に向けた基礎資料とするため、困難な問題を抱える女性への支援に関するアンケートを実施しました。

年 度	2024(令和6)年度
回 答 者	こおりやま広域圏を含む549人 (内訳…男性194人、女性352人、不明3人) (回答方法別内訳…オンライン回答467人、紙回答82人)
調 査 方 法	市公式HPのオンライン申請 ニコニコこども館、中央図書館、各種イベント会場等にアンケートを設置・回収
調 査 期 間	2024(令和6)年9月20日～12月31日

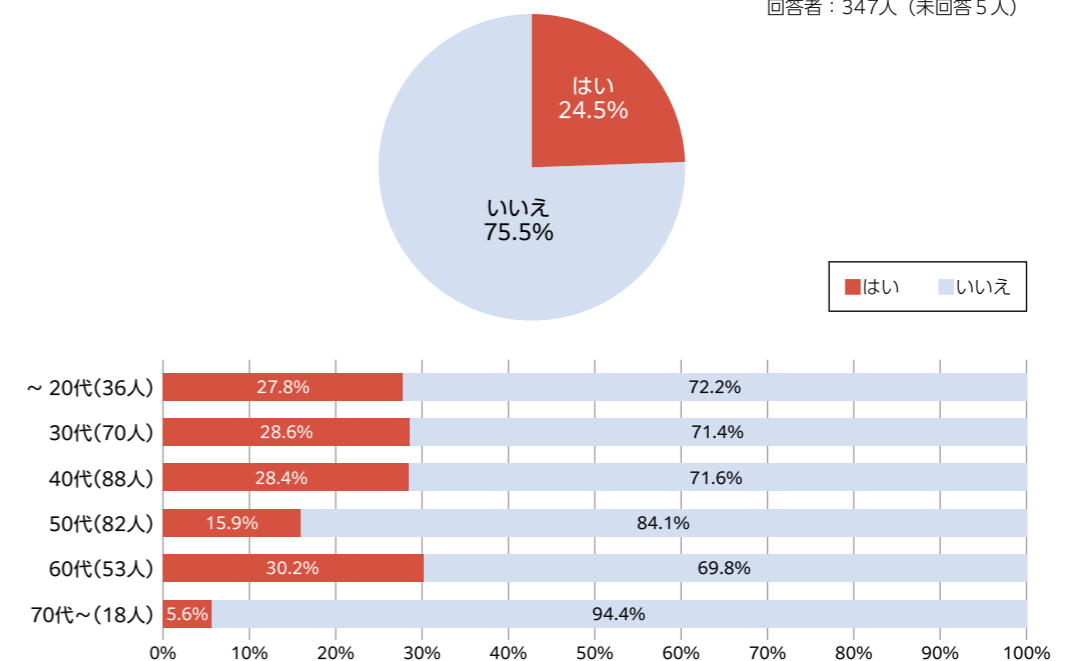
【調査結果の概要】

①困難な問題を抱える女性について

回答者自身が困難な問題を抱える女性だと思うと回答した人の割合が全体の24.5%であり、どの世代にも困難な問題を抱える女性は一定数おり、支援ニーズを有していることが分かります。

自身を困難な問題を抱える女性だと思うか

回答者：347人（未回答5人）



②女性の抱える困難な問題について

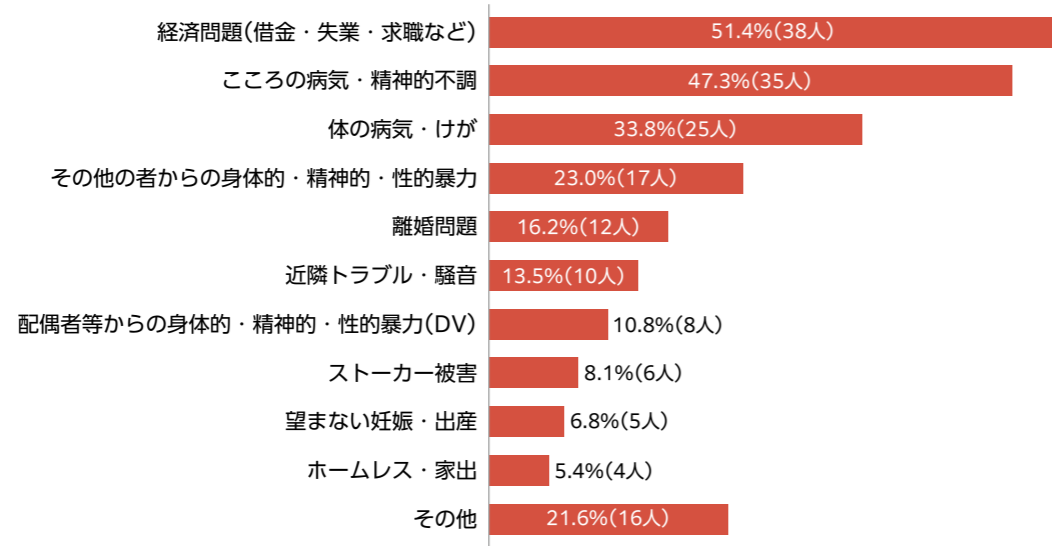
困難な問題を抱える女性自身の問題の内容について、多い順に「経済問題」、「こころの病気・精神的不調」、「体の病気・けが」となりました。

また、身近に困難な問題を抱える女性がいると回答した人のうち、その女性はどのような問題を抱えているかについては、多い順に「こころの病気・精神的不調」、「経済問題」、「体の病気・けが」となりました。

上位3つは同じ問題であり、経済的問題と健康面に不安がある人が多いことが分かります。

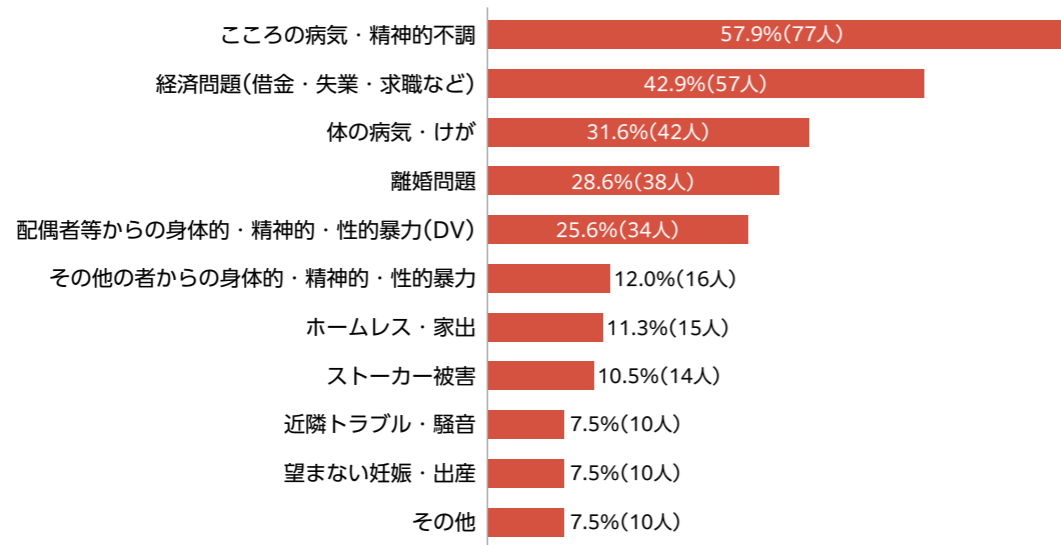
回答者自身が困難な問題を抱える女性だと思うと回答した人のうち、どのような問題をかかえているかについて

回答者：81人(未回答者4人) 複数回答可



身近に困難な問題を抱える女性がいると回答した人のうち、その女性はどのような問題をかかえているかについて

回答者：133人 複数回答可

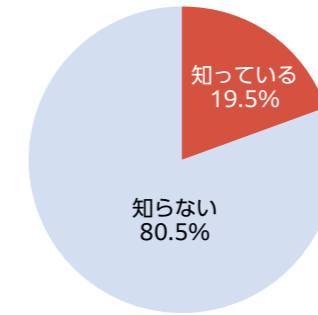


③郡山市における困難な問題を抱える女性の相談窓口について

困難な問題を抱える女性の相談窓口の認知度について、一定数は「知っている(19.5%)」と回答しましたが、「知らない(80.5%)」と回答した割合の方が多くなっています。

郡山市の困難な問題を抱える女性の相談窓口は
こども家庭課(ニコニコこども館3階)であることを知っているか

回答者：549人

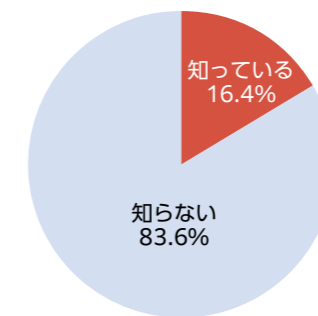


④郡山市における女性相談支援員の配置について

女性相談支援員とは、困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行う者です。「郡山市では、こども家庭課に女性相談支援員を配置し来所・電話相談業務に当たっていること」の認知度について、一定数は「知っている(16.4%)」と回答しましたが、「知らない(83.6%)」と回答した割合の方が多い結果となりました。

郡山市ではこども家庭課に女性相談支援員を配置し
来所・電話相談業務に当たっていることを知っているか

回答者：549人



ジェンダーギャップ指数をご存知ですか？

ジェンダーギャップ指数とは

ジェンダーギャップ指数とは、男女間の格差を数値化し、比較するための指標です。

「**経済**」「**教育**」「**政治**」「**健康**」という4つの分野で男女平等の進展度合いを測り、0から1の間で評価され1に近いほど男女平等が進んでいることを示します。

ジェンダーギャップ指数は、世界経済フォーラムによって毎年発表され、多くの国や地域の政策評価や意識改革の指標として活用されています。

たとえば…

- 「**経済**」 男女の賃金格差や管理職割合
- 「**教育**」 識字率や進学率の男女比
- 「**政治**」 国会議員や閣僚の男女比
- 「**健康**」 健康寿命の男女比 など

世界における日本 ～日本のジェンダーギャップ指数は？～

2025（令和7）年6月に世界経済フォーラムが発表したグローバルジェンダーギャップ報告書によると、日本のジェンダーギャップ指数は、**「0.666」で148か国中118位**（前年：146か国中118位）となりました。分野別に見ると、「**教育**」（0.994/66位）と「**健康**」（0.973/50位）は高い水準にある一方で、「**経済**」（0.613/112位）と「**政治**」（0.085/125位）は、平均（0.688）を下回る結果となりました。

日本の「**経済**」のスコアが低い要因として、性別による固定的役割分担意識が根強いこと等により、女性が出産や育児等を理由に退職や短時間勤務を選択する傾向が強く、結果として、男女の賃金に差が生じることが挙げられます。

厚生労働省の「令和6年賃金構造基本統計調査」によると、年齢計での女性の賃金は男性の約76%にとどまっています。

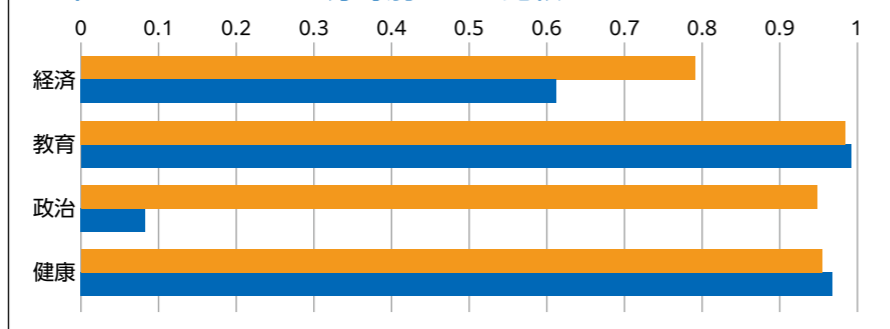
「**政治**」分野においては、2025年に、**女性初の総理大臣が誕生**しましたが、**日本の女性の国会議員は、全体の19%（2024年11月時点）**にとどまっております。女性の政治参加が進む**アイスランド（約46%）**と比べると、男女共同参画の遅れを示す一因と考えられます。

ジェンダーギャップ指数の結果からも、日本は依然として、男女平等に程遠い状況にあり、今後も制度や意識面などあらゆる面で、男女共同参画を推進していく必要があります。

<ジェンダーギャップ指数>*

順位	国	スコア
1位	アイスランド	0.926
2位	フィンランド	0.879
3位	ノルウェー	0.863
42位	アメリカ	0.756
103位	中国	0.686
118位	日本	0.666

日本とアイスランドの分野別スコア比較*



*世界経済フォーラム「Global Gender Gap Report 2025」より作成

第2章

計画の基本的な考え方

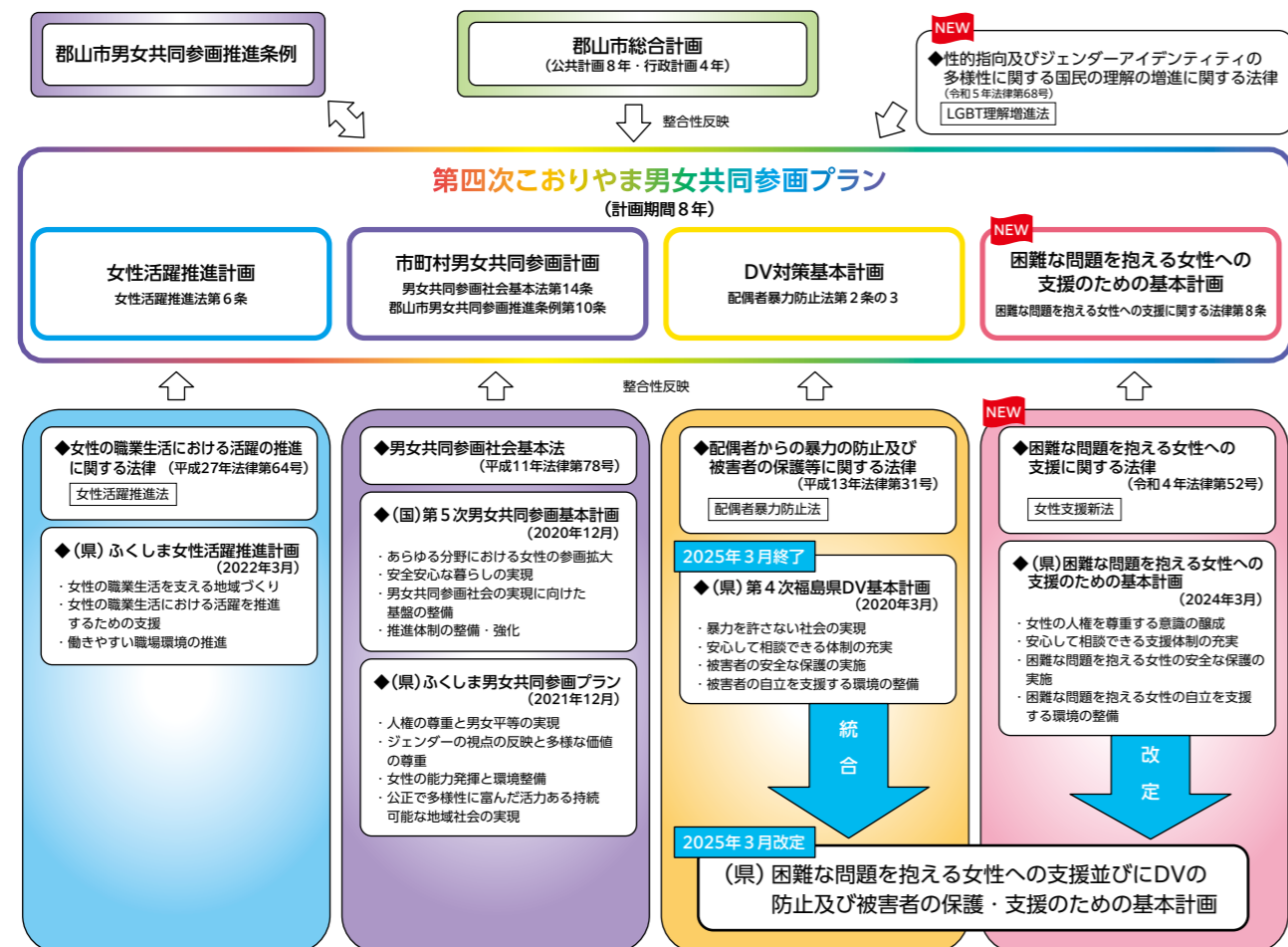


1 計画の位置付け

「郡山市総合計画」の分野別個別計画で、2003（平成15）年に制定した「郡山市男女共同参画推進条例」第10条に規定する「男女共同参画の推進に関する基本計画」としての位置付けをもつもので、1999（平成11）年に制定された「男女共同参画社会基本法」に規定する「市町村男女共同参画計画」の努力義務に対応した計画です。

また、2014（平成26）年に改正された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3に規定する「DV対策基本計画」及び2015（平成27）年に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条に規定する「女性活躍推進計画」を兼ねる計画としています。

上記に加えて、第四次こおりやま男女共同参画プランでは、2022（令和4）年に制定された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条に規定する「困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」を兼ねるほか、2023（令和5）年に制定された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」第5条に規定する地域の実情を踏まえた施策の策定及び実施を盛り込んだ計画としています。



2 基本理念

郡山市男女共同参画推進条例第3条で規定する「6つの基本理念」を本計画の基本理念とし、市民一人ひとりが性別にかかわらず、その人権が尊重され、あらゆる分野において平等な、豊かで活力ある「男女共同参画のまち 郡山」を目指します。

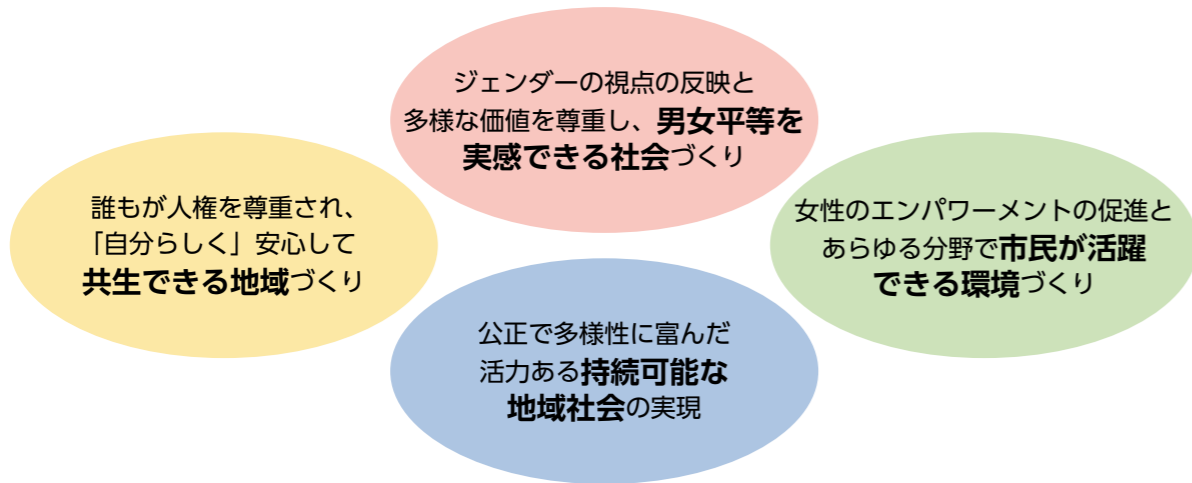
- 1 人権の尊重**
男女が性別により差別されることなく、その人権が尊重されること。
- 2 すべての人の個性に応じた主体的な生き方への配慮**
性別による固定的な役割を強制されることなく、男女が、自己の意思と責任により多様な生き方を選択できるよう配慮されること。
- 3 政策・方針決定過程への男女共同参画**
あらゆる分野の政策・方針決定過程に、男女が共同して参画する機会が確保されること。
- 4 家庭生活と地域、職場、学校等の活動との両立**
家庭生活における活動と地域、職場、学校等の活動を両立できるよう配慮されること。
- 5 生涯にわたる心身の健康**
妊娠、出産その他の健康について、自らの意思が尊重され、生涯にわたる心身の健康が維持されること。
- 6 国際的協調**
男女共同参画が、国際的な理解と協力の下に推進されること。



～郡山うねめまつり～
※郡山市国際交流協会のみなさんと参加

3 計画が目指す視点

本計画は、「男女共同参画のまち 郡山」を実現させるため、計画が目指す4つの視点を取り入れながら、4つの「基本目標」と、それを達成するための「施策の方向性」、「基本施策」で構成します。



4 計画の基本目標

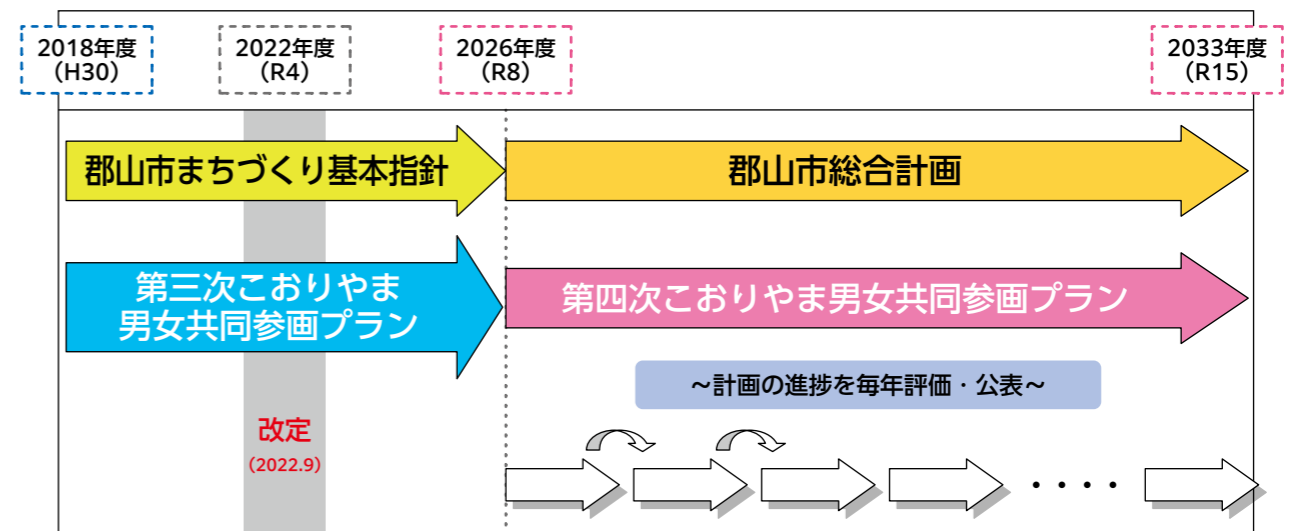
男女共同参画社会の形成を目指し、計画が目指す視点を施策展開につなげていくため、4つの基本目標を掲げ、それぞれの目標に対する施策の方向性と基本施策を明らかにしています。

基本目標 1	人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画社会の実現	1 貧困をなくそう 4 質の高い教育をみんなに 5 ジェンダー平等を實現しよう 10 人や国の不平等をなくそう 11 持続可能な都市を築こう 16 平和と公正な社会を築こう
基本目標 2	あらゆる分野における女性の活躍の促進	5 ジェンダー平等を實現しよう 8 働きがいも経済成長も
基本目標 3	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	5 ジェンダー平等を實現しよう 8 働きがいも経済成長も
基本目標 4	安全・安心な暮らしの実現	10 人や国の不平等をなくそう 11 持続可能な都市を築こう 16 平和と公正な社会を築こう 郡山市のシンボルマーク

5 計画の期間

本計画の期間は、2026（令和8）年度を初年度とする8年間とし、「郡山市総合計画」との整合を図り、2033（令和15）年度を目標としています。また、毎年の実施計画や事業評価は、「郡山市総合計画」の実施計画に合わせて行うものとし、男女共同参画の総合的な推進を図ります。

また、毎年の実施計画や事業評価は、「郡山市総合計画」の実施計画に合わせて行うものとし、男女共同参画の総合的な推進を図ります。



●SDGs（エスディーゼーズ）

2015（平成27）年の国際サミットで決定した共通目標であり、国の「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針（2016（平成28）年）において、地方自治体の計画にSDGsの要素を反映することとされているため、本計画の推進がSDGsの達成に貢献することを明確に位置づけるため、基本目標ごとに関連するゴールを提示します。

●セーフコミュニティ

本計画の「基本目標4 安全・安心な暮らしの実現」の施策として、「(1)セーフコミュニティ活動の推進」を規定し、「事故やけがは原因を究明することで予防できる」という理念のもと、安全・安心に関わるさまざまな分野の垣根を越え、幅広い組織の協働、連携のもとでセーフコミュニティ活動を進めております。



多様性社会の実現を目指して



多様性が尊重される背景には

多様性とは、集団の中に、性別、年代、国籍、障がいの有無、ライフスタイル、価値観など、**異なる人々が共存している状態**を指します。

異なる背景や考え方が交わることで、**新たな価値やイノベーションが生まれ**、組織や社会が多様性を活用すれば、より創造的で柔軟な対応が可能になり、様々な課題への対応力も高まります。

異なる個性や背景を持つ人々を認め、尊重することはとても重要です。頭では理解していても、**無意識のうちに偏見が生まれやすいため、意識的に多様な視点に触れ、自分の考えを見つめ直すことが必要**です。

多様性を受け入れることで、誰もが安心して自分を表現できる環境が作られ、精神的な健康や幸福感が向上します。これにより社会の活力と持続可能な発展が実現され、これからの時代に欠かせない視点となっています。



広報こおりやま(令和6年11月号)でも「多様性」をテーマに特集記事を掲載しました。

意外と多い日常の思い込み
こんな言葉使っていませんか？



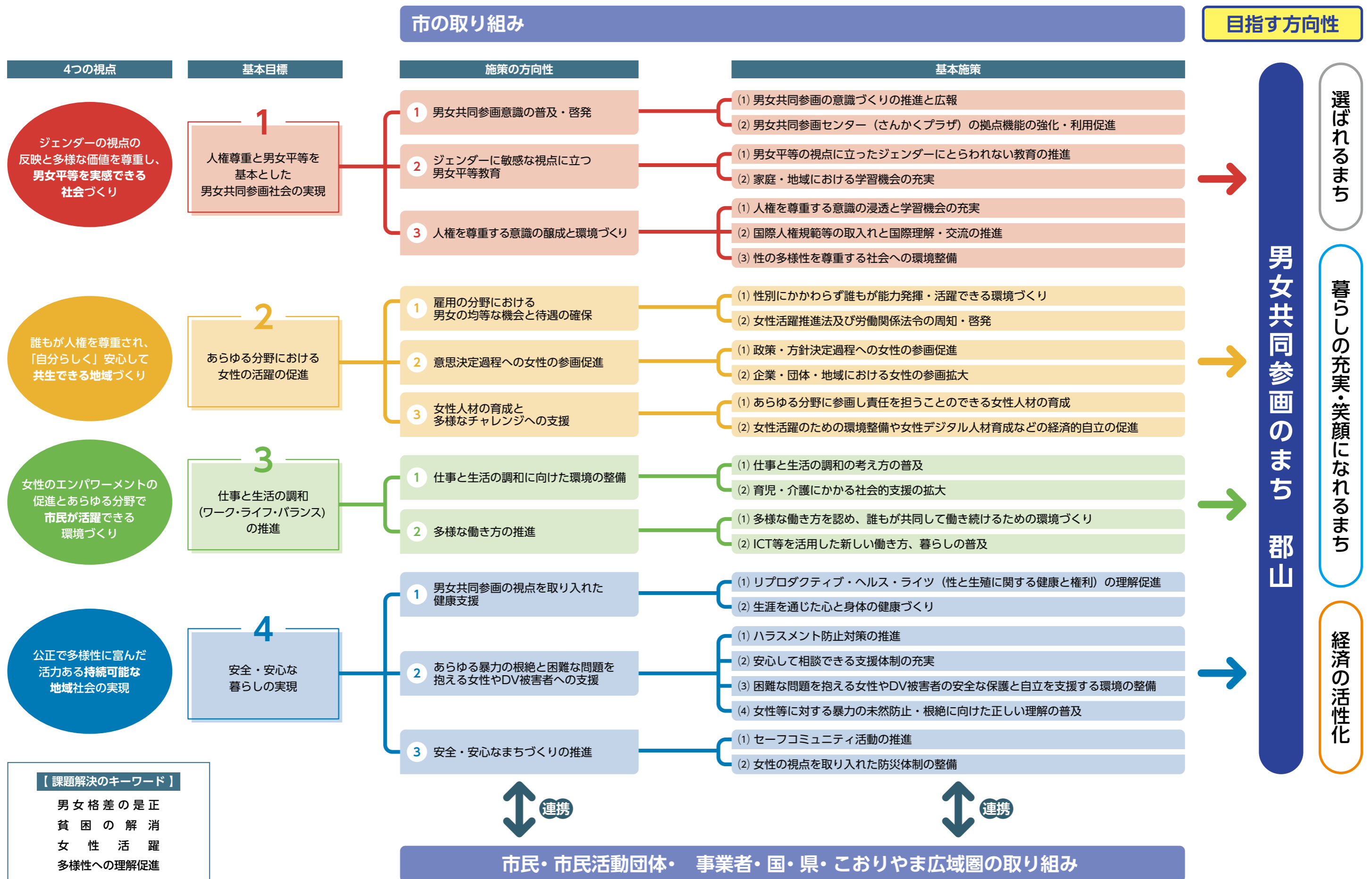
第3章

計画の体系



第四次こおりやま男女共同参画プランの体系図

計画期間：2026～2033年度



男女共同参画川柳コンクール

男女共同参画川柳コンクールのあゆみ

郡山市では、市民に身近な「川柳」をとおして、「男女共同参画」について関心と理解を深めていただくことを目的に、2003（平成15）年から、毎年男女共同参画川柳コンクールを実施しています。2025（令和7）年の開催で22回目を迎え、これまで延べ18,000人以上の方から、32,690句の応募がありました。入賞作品は、郡山市男女共同参画フェスティバルにおいて、郡山市長より表彰があるほか、受賞作品が市内の施設に一定期間掲示されます。

みなさんも、男女共同参画川柳コンクールの応募をきっかけに男女共同参画について、考えてみませんか？

過去の「最優秀賞」受賞作品

	受賞年度	受賞作品	受賞者
小学生の部	2023（令和5）年度	ありがとう わたしのお家の あいことば	瀧澤 希美 さん
	2024（令和6）年度	キッチンに 立っているのは 父と母	二瓶 璃来 さん
	2025（令和7）年度	父と母 どっちの料理も ぼくは好き	山岡 空 さん
中学生の部	2023（令和5）年度	先入観 個人をしぼる ひものよう	田辺 瑛太 さん
	2024（令和6）年度	性別で 大事なことを 決めないで	佐藤 ひかり さん
	2025（令和7）年度	消さないで あなたにしかない その色を	渡辺 陽 さん
高校生の部	2023（令和5）年度	参画へ 踏み出す一歩 自分から	神田 ももか さん
	2024（令和6）年度	学校の こわモテ先生 育休中	小口 杏里 さん
	2025（令和7）年度	開けてみて あなたらしさの 宝箱	先崎 あや さん
一般の部	2023（令和5）年度	輝いて あなたらしさが 虹色ね	小川 みどり さん
	2024（令和6）年度	未来へと 夫婦笑顔で 夢を編む	柳沼 幸三 さん
	2025（令和7）年度	二人して 味付けしたら 超うまい	内藤 好三 さん



表彰式（2025年度）



受賞者のみなさん（2024年度）

第4章

基本目標別の内容



<指標について>

- ・基本指標 …………… 目標数値を設定し、取り組みの成果を測る指標
- ・モニタリング指標 …………… 状況を把握するための指標

基本目標1 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画社会の実現



基本目標1

人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画社会の実現



基本目標2

あらゆる分野における女性の活躍の促進



基本目標3

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進



基本目標4

安全・安心な暮らしの実現



現状と課題

日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、これが「男女共同参画社会基本法」の理念の一つとなっています。男女共同参画社会は、すべての人々が互いの人権を尊重し合い、ともに社会を構成する一員としての自覚を持つことではじめて実現するものです。

市民一人ひとりが、性別にかかわらずお互いを認め合い、尊重するためには、家庭、地域学校、職場等あらゆる場において「男らしさ」「女らしさ」といった社会的につくられた性であるジェンダーに縛られることなく、「自分らしく」生きることができ、かつ、男女平等の意識を持って対等に社会に参画していく必要があります。

また、近年、在住外国人の人口が国、県及び市において過去最高で推移しており、国際的水準での人権尊重がますます重要となっています。

性の分野においては、2023（令和5）年に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」が施行されており、多様な性のあり方への理解を促す取り組みもまた重要となっています。

市民意識調査による本市の現状は、固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスにより男女間に意識格差があること、ハラスメントやDVなどの人権被害が増加傾向にあること、7割の方が性的マイノリティ（性的少数者）の方々が生活しづらい社会と考えていることなどから、男女共同参画や人権に関する意識の醸成、性的マイノリティ（性的少数者）の方々に対する理解増進など、ダイバーシティ（多様性）の視点を取り入れながら、誰もが自分らしく生き、能力を発揮できる、男女共同参画社会の実現に向けた更なる取り組みが必要です。



基本目標1 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画社会の実現



施策の方向性1 男女共同参画意識の普及・啓発

基本指標

項目	現況値	目標数値 (2033年度)
広報誌等を用いた男女共同参画の広報・啓発の回数【ダイバーシティ推進課】	1回 (2024年度実績)	年10回
男女共同参画センターの会議室等の稼働率【ダイバーシティ推進課】	43.3% (2024年度実績)	80%
<モニタリング指標> 「社会全体における男女の地位が平等である」と考える人の割合	16.7% (2024年度市民意識調査)	

基本施策1 男女共同参画の意識づくりの推進と広報

市民一人ひとりが、性別や固定的な役割分担意識にとらわれることなく、「自分らしく」その能力を発揮できる「男女共同参画のまち 郡山」の実現に向け、「男女共同参画」に対する理解を深めるための学習機会の充実を図るとともに、その視点に立った社会制度や慣行の見直しにつなげていくための広報を積極的に行います。

具体的取組	担当課
男女共同参画に関する学習機会の提供及び啓発	ダイバーシティ推進課
男女共同参画推進のための広報	ダイバーシティ推進課
地域における女性学級等の開催	生涯学習課

基本施策2 男女共同参画センター（さんかくプラザ）の拠点機能の強化・利用促進

市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取り組みを支援するため、本市の男女共同参画の拠点施設である「男女共同参画センター」の機能強化や事業内容の周知を行い、施設認知度や利用率の向上を図ります。

具体的取組	担当課
男女共同参画センター機能の強化	ダイバーシティ推進課
男女共同参画センターにおける学習機会の提供	ダイバーシティ推進課

施策の方向性2 ジェンダーに敏感な視点に立つ男女平等教育

基本指標

項目	現況値	目標数値 (2033年度)
学校や保育所等における男女平等教育を推進するための啓発回数【ダイバーシティ推進課】	0回 (2024年度実績)	年5回
男女共同参画出前講座「さんかく教室」の開催回数【ダイバーシティ推進課】	12回 (2024年度実績)	年20回
「家庭生活における男女の地位が平等である」と考える人の割合【ダイバーシティ推進課】	33.2% (2024年度市民意識調査)	50%

基本施策1 男女平等の視点に立ったジェンダーにとらわれない教育の推進

男女平等の視点に立ったジェンダーにとらわれない教育を幼児期・学童期から行うことで、ジェンダーに敏感な視点の浸透を図ります。

具体的取組	担当課
学校や保育所等におけるジェンダーに敏感な視点の浸透	ダイバーシティ推進課 保育課 学校教育推進課
男女平等意識を高める学校教育の推進	学校教育推進課
男女共同参画の視点に立った進路指導の推進	学校教育推進課

基本施策2 家庭・地域における学習機会の充実

男女平等の視点に立った生涯学習の大切さについての意識をさらに広めていくため、家庭・地域における多様な学習機会を選択できるよう各種講座の実施や情報提供の充実を図ります。

具体的取組	担当課
男女共同参画に関する地域や家庭での教育の推進	ダイバーシティ推進課 生涯学習課
男女共同参画を推進する人材の育成	ダイバーシティ推進課

基本目標1 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画社会の実現



施策の方向性3 人権を尊重する意識の醸成と環境づくり

基本指標

項目	現況値	目標数値 (2033年度)
人権意識を高揚するための啓発人数【ダイバーシティ推進課】	5,250人 (2024年度実績)	5,500人
講座開催などによる性的マイノリティへの理解促進に向けた啓発人数【ダイバーシティ推進課】	704人 (2024年度実績)	1,000人
人権に関する研修会の内容の理解度【ダイバーシティ推進課】	94% (2024年度実績)	90%以上
「性的マイノリティの方々にとって生活しづらい社会」と考える人の割合【ダイバーシティ推進課】	70.6% (2024年度市民意識調査)	50%
多文化共生に係る研修会、出前講座等の参加者数【ダイバーシティ推進課】	250人 (2024年度実績)	550人

基本施策1 人権を尊重する意識の浸透と学習機会の充実

基本的人権に対する正しい理解の浸透と、人権意識の高揚を図るため、学習機会の提供に努めるとともに、様々な機会や媒体を通じて、広報・啓発活動の充実を図ります。

具体的取組	担当課
人権意識の高揚を図るための広報・啓発活動の充実	ダイバーシティ推進課
人権に関する学習機会の提供	ダイバーシティ推進課
誰もが「自分らしく」生きることができる環境づくり	ダイバーシティ推進課 生涯学習課

基本施策2 国際人権規範等の取入れと国際理解・交流の推進

国際水準での人権尊重意識の普及・啓発を図るとともに、男女共同参画の視点からも性別、国籍、民族などを問わず多様な文化を認め合い、相互に理解し合うことができるよう国際理解に関する学習機会を提供し、多文化共生の推進を図ります。

具体的取組	担当課
国際理解に関する学習機会の提供	ダイバーシティ推進課 中央図書館
多文化共生の推進	ダイバーシティ推進課

基本施策3 性の多様性を尊重する社会への環境整備

性自認や性的指向などの性に関する固定観念や偏見により、困難な立場に置かれている人々の人権が尊重されるよう、教育や啓発活動を推進し、誰もが人格と個性が尊重され、共生できる社会の実現を目指します。

具体的取組	担当課
性的マイノリティへの理解を促進するための啓発	ダイバーシティ推進課
学校教育における性教育の充実	学校管理課
命の大切さ、いじめの解消、性差別の解消などの教育の推進と就学支援対策	学校教育推進課
性別に関係なく快適に利用できる施設整備の推進	関係各課



基本目標2 あらゆる分野における女性の活躍の促進



基本目標1

人権尊重と男女平等を基本とした
男女共同参画社会の実現



基本目標2

あらゆる分野における
女性の活躍の促進



基本目標3

仕事と生活の調和
(ワーク・ライフ・バランス)の推進



基本目標4

安全・安心な暮らしの実現



現状と課題

すべての市民が、年齢や性別にかかわらず社会の対等な構成員として、お互いに認め合い、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野で一層活躍していくためには、職場、家庭、地域における男女共同参画を推進することが必要です。

2015（平成27）年には女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が公布され、国、地方公共団体、事業主それぞれが主体となって、男女の均等な雇用機会の確保や女性の意思決定過程への参画等に向けたさまざまな取り組みを行っています。

しかしながら、国ごとの男女格差の度合いを示す2025（令和7）年の「ジェンダー・ギャップ指数」による日本の順位は、148か国中118位であり、「教育」と「健康」の値はトップクラスですが、「政治参画」と「経済参画」の値は低い結果となっています。

市民意識調査による本市の女性の就業状況は、出産を契機に女性が非正規雇用化する傾向が見られ、この状況は全国的にも課題となっており、男女間賃金格差の是正に向けた取り組みが必要となっています。

また、政策や方針を決定する場における女性の参画促進についても、さまざまな分野において、男女の意見が等しく反映されることは非常に重要ですが、本市の現状は、「市の審議会、委員会等の女性委員登用率」で見ると3割程度であり、目標にはいまだ達していない状況です。

男女間の実質的な機会の平等を担保し、社会の多様性と活力を高め、経済が力強く発展していくためにも、男女が社会の対等な構成員として政策・方針決定過程に共同して参画する機会の確保や女性の参画拡大の継続的な進展に向けた、なお一層の取り組みが必要です。



基本目標2 あらゆる分野における女性の活躍の促進



施策の方向性1 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

基本指標

項目	現況値	目標数値 (2033年度)
市県民税の男女の平均課税額の差 【ダイバーシティ推進課】	110,956円 (2024年度課税)	男女の差を 5%減らす
男女共同参画推進事業者表彰の受賞者数(累計) 【ダイバーシティ推進課】	78事業者 (2024年4月1日現在)	100事業者

基本施策1 性別にかかわらず誰もが能力発揮・活躍できる環境づくり

あらゆる職域において、性別により差別されることなく、適正な評価のもと能力が発揮できる環境づくりをさらに推進します。

具体的取組	担当課
公共事業における女性の雇用促進	契約検査課
事業者への男女平等に関する啓発	ダイバーシティ推進課
学生等への男女均等な就職支援	産業雇用政策課

基本施策2 女性活躍推進法及び労働関係法令の周知・啓発

女性の活躍推進や労働条件の改善等を図るため、市ウェブサイト等を通じて、女性活躍推進法、男女雇用機会均等法、育児休業法等の法律の周知・啓発に努め、雇用環境のさらなる改善を推進します。

具体的取組	担当課
女性活躍推進法、男女雇用機会均等法、最低賃金法、労働基準法、育児・介護休業法等の周知・啓発の推進	契約検査課 ダイバーシティ推進課 産業雇用政策課

施策の方向性2 意思決定過程への女性の参画促進

基本指標

項目	現況値	目標数値 (2033年度)
審議会・委員会等の女性委員登用率 【ダイバーシティ推進課】	33.8% (2024年4月1日現在)	40%
市職員の管理的地位に占める女性の割合【人事課】	18.4% (2024年4月1日現在)	20%
<モニタリング指標> 民間企業における管理職に占める女性の割合	—	
<モニタリング指標> 町内会長等における女性の割合	7.4% (2024年7月1日現在)	

基本施策1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

政策や方針を決定する場において、男女それぞれの意見が等しく反映されるよう、公的分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。

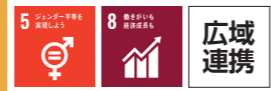
具体的取組	担当課
市の女性職員の積極的な管理職登用	人事課
市の審議会、委員会などの政策・方針決定過程への女性の参画促進	ダイバーシティ推進課
市政への参画意識の啓発	広聴広報課 ダイバーシティ推進課

基本施策2 企業・団体・地域における女性の参画拡大

企業・団体・地域などにおいて、ジェンダーに基づく役割分担などを解消し、すべての市民が性別にかかわらず参画できるよう、男女共同参画意識のさらなる普及、啓発に努めます。

具体的取組	担当課
協働のまちづくり推進事業	市民・NPO活動推進課
ジェンダーに基づく役割分担の見直し	ダイバーシティ推進課
事業者等に対する男女共同参画の普及・啓発	ダイバーシティ推進課

基本目標 2



あらゆる分野における女性の活躍の促進

施策の方向性 3 女性人材の育成と多様なチャレンジへの支援

基本指標

項目	現況値	目標数値 (2033年度)
創業支援事業計画に基づく女性の支援者数(累計) 【産業雇用政策課】	2,333人 (2024年度までの実績)	2,500人
20～40代の女性の就業割合【ダイバーシティ推進課】	75.8% (2024年度市民意識調査)	80%
ICT関連講座の受講者の理解度【ダイバーシティ推進課】	—	80%

基本施策 1 あらゆる分野に参画し責任を担うことのできる女性人材の育成

女性があらゆる分野に参画し、責任を担うことができるよう、女性に対する学習機会を提供し、リカレント教育や就労促進に向けた支援を推進するとともに、各々のライフスタイルにあった多様なチャレンジを支援します。

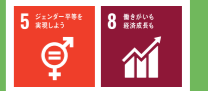
具体的取組	担当課
女性のエンパワーメントやキャリアアップ意識の向上	ダイバーシティ推進課 産業雇用政策課
女性の創業支援の推進	産業雇用政策課
女性人材育成のための学習機会の提供	人事課 ダイバーシティ推進課

基本施策 2 女性活躍のための環境整備や女性デジタル人材育成などの経済的自立の促進

女性の活躍と経済的自立が促進されるよう、DXの活用など結婚、出産を経ても働き続けることができる環境の整備や女性のデジタルスキル習得をはじめとした就労継続のための学習機会の提供・支援をします。

具体的取組	担当課
女性の就労継続を支援するための情報提供の充実	ダイバーシティ推進課
女性デジタル人材育成のための学習機会の提供	ダイバーシティ推進課
女性の再就職など就労促進に向けた支援	産業雇用政策課

基本目標 3



仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進



基本目標 1

人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画社会の実現



基本目標 2

あらゆる分野における女性の活躍の促進



基本目標 3

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進



基本目標 4

安全・安心な暮らしの実現



基本目標3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進



現状と課題

仕事は、暮らしを支えるために必要なものであり、個人にとって生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家事、育児、介護、地域でのつながりなどの生活も暮らしに欠かすことができないものであり、それぞれの充実があってこそ、一人ひとりの暮らしが豊かなものになります。

2007(平成19)年策定の「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」と定義しており、関係者である企業、働く者、国、地方公共団体は、同時に策定された「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づき、各々の立場で果たすべき役割に取り組んでいるところです。

しかしながら、市民意識調査による本市の現状は、ワーク・ライフ・バランスの理想と現実に大きな開きがあることから、市民一人ひとりが生きがいや充実感を感じながら働き、家庭や地域生活においても参画することができるよう、その両立を支援するとともに、各々の現実が一步でも理想に近づけることができるよう仕事と生活の調和の推進を積極的に図っていく必要があります。

施策の方向性1 仕事と生活の調和に向けた環境の整備

基本指標

項目	現況値	目標数値(2033年度)
仕事と生活の調和に関する理想の回答と現実の回答の差【ダイバーシティ推進課】	28.0% (2024年度市民意識調査)	10%以内
市の男性職員の2週間以上の育児休業取得率【人事課】	76.9% (2024年度実績)	85%以上
国基準待機児童数【保育課】	78人 (2025年3月31日現在)	30人
認知症高齢者SOS見守りネットワーク連絡会参加団体数【地域包括ケア推進課】	126団体 (2025年3月31日現在)	150団体
<モニタリング指標> 郡山市内の事業所における男性の育児休業取得率	—	

基本施策1 仕事と生活の調和の考え方の普及

市民一人ひとりが、豊かで充実した生活を実感できるよう、市が率先して、仕事と生活の調和の考え方の普及に努め、家庭における男女共同参画を推進します。

具体的取組	担当課
仕事と生活の調和を推進するための普及・啓発	人事課 ダイバーシティ推進課 産業雇用政策課
男性に家事、育児、介護等の参画を促進するための啓発	ダイバーシティ推進課

基本施策2 育児・介護にかかる社会的支援の拡大

仕事と生活の調和の推進を図るため、育児、介護休業が取得できる環境づくりと取得後の職場復帰がしやすい環境整備を推進するとともに、仕事と育児、介護(ダブルケアを含む。)の両立のため、子育て支援及び介護支援の充実を図ります。

具体的取組	担当課
地域、職域における子育て支援の充実	産業雇用政策課 ダイバーシティ推進課 保育課 中央図書館 中央公民館
安心して介護できる環境づくりの推進	産業雇用政策課 健康長寿課 地域包括ケア推進課 介護保険課



基本目標3



仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

施策の方向性2 多様な働き方の推進

基本指標

項目	現況値	目標数値 (2033年度)
多様な働き方に関する情報提供・啓発実施事業所数【産業雇用政策課、ダイバーシティ推進課】	3,000件 (2024年度実績)	年3,500件

基本施策1

多様な働き方を認め、誰もが共同して働き続けるための環境づくり

性別や年齢にかかわらず、誰もが自分の意思によって多様な働き方が、選択できるよう普及啓発に努めます。

具体的取組	担当課
事業主等に対する情報提供・啓発（経営者等の意識改革）	産業雇用政策課
男性の意識と職場風土の改善促進等、女性の職域拡大の推進	ダイバーシティ推進課

基本施策2

ICT等を活用した新しい働き方、暮らしの普及

仕事と生活のバランスを改善するため、ICTを活用したテレワークの導入など、新しい働き方、暮らしの普及啓発に努めます。

具体的取組	担当課
多様な働き方に関する情報提供と普及促進支援	産業雇用政策課 ダイバーシティ推進課

基本目標4



安全・安心な暮らしの実現



基本目標4 安全・安心な暮らしの実現



現状と課題

生涯を通じて、安全に安心して暮らせる環境づくりは、市民生活において大変重要なことであり、生涯にわたり健康で生きいきと暮らすためには、日頃からの心身の健康づくりが大切です。男性も女性もお互いの身体的特質を理解、尊重し合って生活することは、男女共同参画社会の前提となるものです。特に、女性は妊娠・出産、女性特有の疾患を経験することや、「リプロダクティブ・ヘルス・ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」における女性の自己決定権の尊重など、性差に応じた留意が必要となります。

また、女性をめぐる課題は、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しており、国は、2024(令和6)年4月に困難な問題を抱える女性の人権を尊重し、女性が安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現を目的として「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を施行しました。本市においても、支援を必要とする女性がどの世代にも一定数いることなどから、新たな法の下、困難な問題を抱える女性への支援について取り組みを進めていく必要があるとともに、女性の人権侵害の背景にあるとされる男女の固定的性別役割分担意識や社会的地位の格差などの解消に向けた取り組みも必要です。

さらには、あらゆるハラスメントや児童、障がい者、高齢者に対する虐待についても、解決しなければならぬ暴力であり、未然防止と根絶に向けた取り組みを進めていかななくてはなりません。

また、近年、地球温暖化による気候変動や地震等の自然災害などが頻発化していることから、東日本大震災での経験を活かし、防災における男女共同参画や女性の視点を積極的に取り入れ、性別や性自認にかかわらず、すべての市民が安心できる防災体制を推進していくことも大切です。

本市では、2017(平成29)年度にセーフコミュニティの認証を取得し、また、2019(令和元)年度にはSDGs未来都市に選定されていることから、より一層、安全・安心な暮らしの実現に向けた取り組みを推進するとともに、今後についても、社会状況の変化に注視しながら、各施策で柔軟な対応や支援を継続する必要があります。



施策の方向性1 男女共同参画の視点を取り入れた健康支援

基本指標

項目	現況値	目標数値(2033年度)
思春期保健事業を実施した中学校の数【こども家庭課、保健所保健・感染症課】	17校	22校
心と身体の健康に関する講座の受講者数【ダイバーシティ推進課、保健所保健・感染症課】	224人(2024年度実績)	300人

基本施策1 リプロダクティブ・ヘルス・ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の理解促進

リプロダクティブ・ヘルス・ライツについての意識の浸透を図るため、性についての正しい知識や認識を深めるための学習機会の提供に努めるとともに、学校教育においても正しい知識を身につけるための性教育の充実を図ります。

妊娠、出産に関する女性の自己決定権についても、正しく理解が進むよう情報提供を進めます。

具体的取組	担当課
性について正しい知識や認識を深めるための学習機会の充実	ダイバーシティ推進課 保健所保健・感染症課 中央図書館
学校における性教育の充実【再掲】	学校管理課
思春期保健事業の充実	保健所保健・感染症課 こども家庭課

基本施策2 生涯を通じた心と身体の健康づくり

市民の健康の保持増進のため、各世代のライフステージに合わせた健全な食生活の実践や正しい生活習慣の習得についての周知啓発を、健康教室等を通じ努めるとともに、ストレスの解消や心の健康に目を向けた意識啓発と相談体制の充実を図ります。

また、健康寿命の延伸のため、個々の体力に応じた運動やレクリエーション等の普及啓発にも取り組みます。

基本目標4 安全・安心な暮らしの実現



具体的取組	担当課
健康の保持増進に関する情報提供の充実	健康長寿課 保健所健康づくり課
心の健康づくり	保健所保健・感染症課
運動、レクリエーションの普及啓発	スポーツ振興課 生涯学習課

施策の方向性2

あらゆる暴力の根絶と困難な問題を抱える女性やDV被害者への支援

基本指標

項目	現況値	目標数値 (2033年度)
パワハラ、ストーカー等の被害にあった場合の相談窓口を知っている人の割合【ダイバーシティ推進課】	29.7% (2024年度市民意識調査)	50%
パワハラ被害にあったことがあると答えた人の割合【ダイバーシティ推進課】	22.0% (2024年度市民意識調査)	10%以内
DV防止に向けた広報・啓発の回数【ダイバーシティ推進課、こども家庭課】	2回 (2024年度実績)	年10回
DV被害を受けたことがあると答えた女性の割合【ダイバーシティ推進課】	9.6% (2024年度市民意識調査)	5.0%以内
ひとり親家庭に対する各種支援制度の情報提供の実施回数【こども家庭課】	6回 (2024年度実績)	年6回
困難を抱える女性やDV被害者への支援に関する広報・意識啓発件数【ダイバーシティ推進課】	—	2回

基本施策1 ハラスメント防止対策の推進

職場、地域、学校などにおけるパワーハラスメント、モラルハラスメント、セクシュアルハラスメントなどのハラスメントを防止するための広報活動を推進するとともに、被害者を支援し、総合的な解決を図るため、相談体制の充実を図ります。

具体的取組	担当課
ハラスメント防止のための広報、啓発活動の充実	ダイバーシティ推進課
男女共同参画センターにおける相談体制の充実	ダイバーシティ推進課
ハラスメント防止対策の推進	職員厚生課 産業雇用政策課 ダイバーシティ推進課

基本施策2 安心して相談できる支援体制の充実

困難な問題を抱える女性やDV被害者が安心して相談できるよう相談窓口の周知に努めます。また、関係機関と連携し、困難な問題を抱える女性やDV被害者に対する適切な相談・対応ができる体制づくりに努めます。

具体的取組	担当課
女性相談支援員による支援	こども家庭課
配偶者暴力相談支援センターでの支援	こども家庭課
支援調整会議の設置	こども家庭課

基本施策3 困難な問題を抱える女性やDV被害者の安全な保護と自立を支援する環境の整備

困難な問題を抱える女性やDV被害者の安全確保を図るため、関係機関と情報の共有と情報管理の徹底に努めるとともに、自立に向けては様々な課題を有していることから、関係機関と連携し、自立した生活につなげていくように努めます。

また、犯罪被害者等への支援体制の強化を図り、途切れない支援の提供を行います。

具体的取組	担当課
困難を抱える女性やDV被害者への支援に関する広報・意識啓発の充実	ダイバーシティ推進課 こども家庭課
困難な問題を抱える女性やDV被害者の安全な保護	こども家庭課
保護命令制度等司法手続きについての支援	こども家庭課
困難な問題を抱える女性やDV被害者の自立支援	こども家庭課
生活困窮世帯の支援とこどもの貧困対策の充実	保健福祉総務課 こども総務企画課 学校教育推進課

基本目標4 安全・安心な暮らしの実現

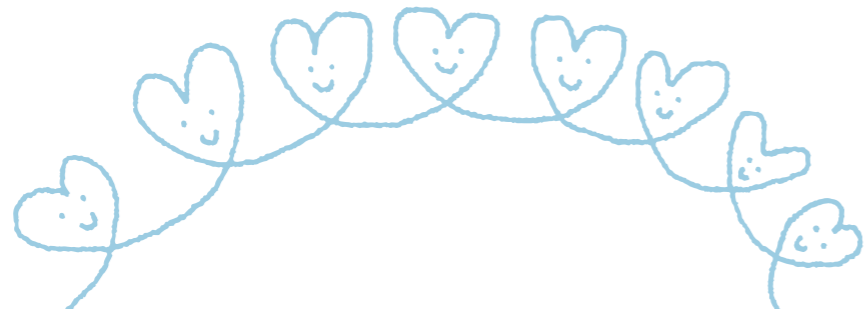


具体的取組	担当課
ひとり親家庭に対する支援策の充実・強化	こども家庭課
ひとり親家庭の自立に向けた支援	保健福祉総務課 こども家庭課
各種子育て支援制度の利用促進	こども総務企画課 子育て給付課 こども家庭課 保育課
子育てに関する情報及び学習機会の提供	保健福祉総務課 こども家庭課 生涯学習課
犯罪被害者等への支援	ダイバーシティ推進課

基本施策4 女性等に対する暴力の未然防止・根絶に向けた正しい理解の普及

女性に対する暴力や児童、高齢者、障がい者等に対する虐待の未然防止及び根絶に向けた正しい理解を普及させるため、広報・啓発活動の充実を図ります。

具体的取組	担当課
DV防止に関する広報・意識啓発の充実	ダイバーシティ推進課 こども家庭課
若い世代に対するDV防止の啓発強化	ダイバーシティ推進課 こども家庭課
家庭内等における虐待の防止	障がい福祉課 地域包括ケア推進課 こども家庭課



施策の方向性3 安全・安心なまちづくりの推進

基本指標

項目	現況値	目標数値 (2033年度)
セーフコミュニティの認知度【セーフコミュニティ課】	46.7% (2024年度セーフコミュニティ市民意識調査)	50%
郡山市防災会議の女性委員の割合【防災危機管理課】	14.0% (2024年4月1日現在)	16%以上

基本施策1 セーフコミュニティ活動の推進

「事故やけがは原因を究明することで予防できる」という理念のもと、安全・安心に関わるさまざまな分野の垣根を越え、幅広い組織の協働、連携のもとでセーフコミュニティ活動を市民総参加により進めます。

具体的取組	担当課
セーフコミュニティの理念に基づいたまちづくりの推進	セーフコミュニティ課
安全なまちづくりに向けた施設、環境整備の推進	セーフコミュニティ課 ごみ減量推進課 道路保全課

基本施策2 女性の視点を取り入れた防災体制の整備

安全・安心の防災体制を確立するため、災害時に男性と女性では受ける影響に違いが生じることに配慮し、誰もが安心して避難できるよう防災に女性の視点を取り入れるとともに、防災体制における男女共同参画の推進を図ります。

具体的取組	担当課
女性消防団員の育成	防災危機管理課
女性の視点を取り入れた避難所開設マニュアルの整備	防災危機管理課

福島県男女共生のつどい

～多様性を尊重し合い輝く社会のために～

● 福島県男女共生のつどいのあゆみ

福島県男女共生のつどいは、男女共同参画の意識を広く醸成することを目的に、2002（平成14）年に福島県女性団体連絡協議会の主催で第1回が開催されました。以降も女性団体を中心に実行委員会が組織され、県内各市町村で継続的に開催されています。

● 郡山市で16年振りに男女共生のつどいを開催

2024（令和6）年11月10日、郡山市制施行100周年記念事業の一環として、「第23回福島県男女共生のつどい&郡山市男女共同参画フェスティバル」を開催しました。**郡山市で男女共生のつどいが開催されるのは、2008（平成20）年の第7回大会以来、16年振り**です。

大会のテーマは「**多様性を尊重し合い輝く社会のために**」。性別などにとらわれず、一人ひとりが尊重され、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指しました。当日は信州大学特任教授の山口真由さんを招き、「新しい時代の働き方 ～自分らしく輝くために！～」と題して講演をいただきました。山口さんはご自身の経験をもとに、**他人と比較するのではなく、自分の強みを活かせる場所で輝くことの大切さ**を語られました。また、**従来の性別役割分担に縛られない、一人ひとりが自分らしく輝ける社会**を提唱されました。

そのほか、市内団体による合唱や太鼓、体験型ワークショップなど多彩な企画が催され、600人以上の来場者で賑わいました。参加者からは「**自分らしさを大切にすることを学んだ**」、「**自分を見つめ直す良い機会になった**」といった**前向きな感想**が多く寄せられました。

こうした取り組みを通して、多くの方が男女共同参画について考えるきっかけとなり、互いの違いを尊重し合い、共に輝ける社会の実現に向けて一歩踏み出すことができれば、「男女共同参画のまち こおりやま」に近づいていくのではないのでしょうか。



大会宣言

私たちは、一人ひとりが性別にかかわらず個性と能力が十分に発揮でき、お互いを認め合い、責任も分かち合う豊かな社会を構築していくことを目指しています。本日は、「多様性を尊重し合い輝く社会のために」をテーマに、本年、市制施行100周年を迎えた、ここ郡山市において、第23回福島県男女共生のつどいを開催しました。

急速に進む少子高齢化や社会のデジタル化など、社会情勢が様々に変化し続けています。こうした情勢の中で、男女共同参画の推進は、ますます重要となっており、多様な視点や価値観が交わることで、新たな創造性が生まれ、持続可能な社会の実現へとつながります。

私たちは、多様性を尊重し合い、誰もが輝ける社会の実現に向けてここに宣言します。

- 多様性の尊重
すべての人の個性や生き方が尊重される社会の発展を目指します。性別、年齢、障がいの有無、国籍などに関わらず、誰もが自分らしく生きることができる共生社会の実現を目指します。
- 共生の推進
互いを理解し、支え合う共生社会を築くため、多様な価値観や背景を持つ人々が協力し合い、共に成長する社会を目指します。
- 持続可能な社会の構築
SDGs（持続可能な開発目標）の達成に取り組み、誰一人取り残されない共生社会の実現を目指します。

2024年11月10日

第23回福島県男女共生のつどい実行委員会

第5章

計画の推進体制



計画の推進体制

(1) 郡山市男女共同参画審議会

郡山市男女共同参画審議会は、郡山市男女共同参画推進条例第22条に基づき設置された附属機関です。市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本事項及び重要事項を調査審議するほか、男女共同参画基本計画の策定や計画に基づき実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の実施状況について、意見を述べることをその役割としています。



～郡山市男女共同参画審議会～

(2) 郡山市男女共同参画庁内推進会議

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは、あらゆる分野にわたる全庁的な取り組みが必要であることから、市民部長を会長、市民部次長を副会長とし、各部局次長等で構成する「郡山市男女共同参画庁内推進会議」において、各部局の現状や課題等を共有し、「こおりやま男女共同参画プラン」の策定や年度毎の計画達成状況や次年度の計画、新たな課題等について協議を行い、男女共同参画の施策の総合的かつ効果的な施策の推進を図ります。

○所掌事務

- ・こおりやま男女共同参画プランの策定・進行管理に関すること
- ・その他男女共同参画の推進に関し必要なこと

【会長・副会長】
市民部

【委員】

総務部	文化スポーツ観光部	農商工部	教育総務部
政策開発部	環境部	建設構想部	学校教育部
財務部	保健福祉部	都市構想部	選挙管理委員会事務局
税務部	こども部	上下水道局	農業委員会事務局

(3) 推進拠点施設「郡山市男女共同参画センター（さんかくプラザ）」

2002(平成14)年4月に設置した郡山市男女共同参画センター（さんかくプラザ）は、市民一人ひとりが性別にかかわらず、その人権が尊重され、あらゆる分野において平等な、互いに責任を分かち合う、豊かで活力ある「男女共同参画のまち郡山」の実現を目指すための拠点施設であり、男女共同参画推進の活動をする皆様に支援します。

「さんかくプラザ」は、男女共同参画センターの愛称を市民から公募して決定したものです。



～郡山市男女共同参画センター（さんかくプラザ）～



～郡山市男女共同参画フェスティバル2025～
(講演：古市憲寿氏)

(4) 市民団体、事業者との連携

男女共同参画社会の実現に向けて、自主的活動を行う市民団体やグループ等を支援・育成し、連携を図るとともに、ネットワーク化を進めます。

また、男女共同参画社会実現には、事業者が担う役割が大きいことから、事業者における積極的な取り組みを推進し、事業者との連携を図ります。

本市では、平成27(2015)年9月に施行された「女性活躍推進法」に基づき、あらゆる分野における女性の活躍を推進するため、多種多様な団体等が情報交換を行うことにより相互に連携を図り、女性の活躍の推進を加速することを目的として「こおりやま女性の活躍推進ネットワーク会議」を設立しました。「こおりやま女性の活躍推進ネットワーク会議」では、地域経済団体、賛同事業者、保健医療機関、教育関係、NPO法人、官公庁、こおりやま広域圏の市町村等による意見交換会や勉強会等を通して、情報共有や連携を図り、男女共同参画や女性活躍推進に関する理解の増進や意識の醸成を図ります。



～こおりやま女性の活躍推進ネットワーク会議～

(5) 国・県等関係機関との連携

計画を推進するにあたっては、国・県等との連携強化に努めるとともに、他の自治体との交流や情報交換などにより、効果的な施策の推進を図ります。

本市では、理工系分野に進学する女子学生の皆さんを応援する内閣府男女共同参画局の取組み「理工チャレンジ(通称リコチャレ)」の関連事業として小学生高学年と中学生の女子生徒及びその保護者を対象とした「理工系女子支援事業」を実施しています。



～理工系女子支援事業2024～
(お菓子の家づくりをとおして、建築士の仕事を体験しよう)



～理工系女子支援事業2025～
(4分野の体験教室をとおして、「不思議の仕組み」や「なぜ?」を発見してみよう!)

資料編



- 基本指標一覧
- 用語解説
- 日本国憲法
- 男女共同参画社会基本法
- 郡山市男女共同参画推進条例
- 郡山市男女共同参画センター条例
- 男女共同参画に関する相談窓口一覧

基本指標一覧

項目	現況値	目標数値 (2033年度)
基本目標1 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画社会の実現		
広報誌等を用いた男女共同参画の広報・啓発の回数【ダイバーシティ推進課】	1回 (2024年度実績)	年10回
男女共同参画センターの会議室等の稼働率【ダイバーシティ推進課】	43.3% (2024年度実績)	80%
学校や保育所等における男女平等教育を推進するための啓発回数【ダイバーシティ推進課】	0回 (2024年度実績)	年5回
男女共同参画出前講座「さんかく教室」の開催回数【ダイバーシティ推進課】	12回 (2024年度実績)	年20回
「家庭生活における男女の地位が平等である」と考える人の割合【ダイバーシティ推進課】	33.2% (2024年度市民意識調査)	50%
人権意識を高揚するための啓発人数【ダイバーシティ推進課】	5,250人 (2024年度実績)	5,500人
講座開催などによる性的マイノリティへの理解促進に向けた啓発人数【ダイバーシティ推進課】	704人 (2024年度実績)	1,000人
人権に関する研修会の内容の理解度【ダイバーシティ推進課】	94% (2024年度実績)	90%以上
「性的マイノリティの方々にとって生活しづらい社会」と考える人の割合【ダイバーシティ推進課】	70.6% (2024年度市民意識調査)	50%
多文化共生に係る研修会、出前講座等の参加者数【ダイバーシティ推進課】	250人 (2024年度実績)	550人
〈モニタリング指標〉 「社会全体における男女の地位が平等である」と考える人の割合	16.7% (2024年度市民意識調査)	
基本目標2 あらゆる分野における女性の活躍の促進		
市県民税の男女の平均課税額の差【ダイバーシティ推進課】	110,956円 (2024年度課税)	男女の差を5%減らす
男女共同参画推進事業者表彰の受賞者数(累計)【ダイバーシティ推進課】	78事業者 (2024年4月1日現在)	100事業者
審議会・委員会等の女性委員登用率【ダイバーシティ推進課】	33.8% (2024年4月1日現在)	40%
市職員の管理的地位に占める女性の割合【人事課】	18.4% (2024年4月1日現在)	20%
創業支援事業計画に基づく女性の支援者数(累計)【産業雇用政策課】	2,333人 (2024年度までの実績)	2,500人
20～40代の女性の就業割合【ダイバーシティ推進課】	75.8% (2024年度市民意識調査)	80%

ICT関連講座の受講者の理解度【ダイバーシティ推進課】	—	80%
〈モニタリング指標〉 民間企業における管理職に占める女性の割合	—	
〈モニタリング指標〉 町内会長等における女性の割合	7.4% (2024年7月1日現在)	
基本目標3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進		
仕事と生活の調和に関する理想の回答と現実の回答の差【ダイバーシティ推進課】	28.0% (2024年度市民意識調査)	10%以内
市の男性職員の2週間以上の育児休業取得率【人事課】	76.9% (2024年度実績)	85%以上
国基準待機児童数【保育課】	78人 (2025年3月31日現在)	30人
認知症高齢者SOS見守りネットワーク連絡会参加団体数【地域包括ケア推進課】	126団体 (2025年3月31日現在)	150団体
多様な働き方に関する情報提供・啓発実施事業所数【産業雇用政策課、ダイバーシティ推進課】	3,000件 (2024年度実績)	年3,500件
〈モニタリング指標〉 郡山市内の事業所における男性の育児休業取得率	—	
基本目標4 安全・安心な暮らしの実現		
思春期保健事業を実施した中学校の数【こども家庭課、保健所保健・感染症課】	17校	22校
心と身体の健康に関する講座の受講者数【ダイバーシティ推進課、保健所保健・感染症課】	224人 (2024年度実績)	300人
パワハラ、ストーカー等の被害にあった場合の相談窓口を知っている人の割合【ダイバーシティ推進課】	29.7% (2024年度市民意識調査)	50%
パワハラの被害にあったことがあると答えた人の割合【ダイバーシティ推進課】	22.0% (2024年度市民意識調査)	10%以内
DV防止に向けた広報・啓発の回数【ダイバーシティ推進課、こども家庭課】	2回 (2024年度実績)	年10回
DV被害を受けたことがあると答えた女性の割合【ダイバーシティ推進課】	9.6% (2024年度市民意識調査)	5.0%以内
ひとり親家庭に対する各種支援制度の情報提供の実施回数【こども家庭課】	6回 (2024年度実績)	年6回
困難を抱える女性やDV被害者への支援に関する広報・意識啓発件数【ダイバーシティ推進課】	—	2回
セーフコミュニティの認知度【セーフコミュニティ課】	46.7% (2024年度セーフコミュニティ市民意識調査)	50%
郡山市防災会議の女性委員の割合【防災危機管理課】	14.0% (2024年4月1日現在)	16%以上

用語解説

【あ行】

◆アンコンシャス・バイアス (unconscious bias)

これまでの経験や知識、価値観などから影響を受けて生まれる自分なりの解釈で、誰にでもありえるもの。その思い込みから出た言動が、自分自身では気づかないうちに、誰かを傷つけたり、相手や自分の可能性を狭めてしまったりすることもある。例えば、男は「男らしく」、女は「女らしく」と思うことや、仕事より育児を優先する男性は仕事へのやる気が低いと思うことなど。

◆育児、介護休業制度

育児休業とは1歳未満の子を養育するための休業をいい、介護休業とは2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする家族を介護するための休業をいう。いずれの休業も男女を問わず取得が可能であり、休業申し出や休業をしたことを理由とする解雇は禁止される。

根拠法は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」で、育児や家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援する事を目的としており、育児、介護休業制度や育児、家族介護を行う労働者の深夜業の制限、育児、介護のための勤務時間短縮などの措置などが定められている。

◆M字カーブ

女性の労働力人口比率（労働力率、労働参加率）又は就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。この背景には、結婚や出産を機に労働市場から退出し、子育てが一段落すると再び労働市場に参入する女性が多いということが考えられる。なお、近年は、全ての年齢階級で労働力人口比率は上昇しており、M字カーブは解消傾向にある。

◆L字カーブ

女性の年齢階級別正規雇用比率が25歳～29歳をピークに低下し、30代、40代などは、非正規雇用が中心となる状況のこと。

出産時に退職、または働き方を変え、育児後に非正規で働くケースが多いと考えられる。

◆エンパワーメント (empowerment)

自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力（パワー）をつけること。女性が、政治、経済、家庭等のあらゆる場で、自分たちのことは自分で決め、行動できる能力を身につけ、その能力を発揮して行動していくこと。

「女性のエンパワーメント」の場合には、女性が政治、経済、社会などの分野で活動できる実力をつけることが重要と考えられる。

【か行】

◆カスタマーハラスメント (customer harassment)

令和元年6月に、労働施策総合推進法等が改正され、職場におけるパワーハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となった。

この改正を踏まえ、令和2年1月に、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（令和2年厚生労働省告示第5号）が策定され、顧客等からの暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）に関して、事業主は、相談に応じ、適切に対応するための体制の整備や被害者への配慮の取組を行うことが望ましい旨、また、被害を防止するための取組を行うことが有効である旨が定められた。

◆固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。例えば、「男は仕事、女は家庭」、「男性は営業、女性は事務」等の固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めていること。

【さ行】

◆ジェンダー (gender 社会的性別)

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別（ジェンダー）」という。それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

◆ジェンダーギャップ指数

世界経済フォーラムが、経済、教育、健康、政治の分野毎に各使用データをウェイト付けして算出する。男性に対する女性の割合を示しており、0が完全不平等、1が完全平等を表している。2025年6月に発表されたジェンダーギャップ指数において、日本は148か国中118位（0.666）であり、「教育」「健康」の値が世界トップクラスである一方で、「経済」「政治」の値が低い結果となっている。

◆仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

年齢や性別にかかわらず誰もが、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について、自らの希望に沿った形でバランスをとりながら展開できる状態の事を指す。

少子高齢化、人口減少、グローバル化をはじめとする時代の大きな変化の中で、これまでの働き方のままでは、個人だけでなく、社会全体や個々の企業・組織の持続可能性を確保できなくなることから、個人、社会全体、個々の企業・組織それぞれにとって仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進は極めて重要な課題となっている。

◆ストーカー (stalker) 行為

同一の者に対し、つきまとい、行動監視、面会・交際等の要求、著しく粗野・乱暴な言動などを、反復してすること。

◆性自認

自分がどの性別であるかの認識。この認識については、自分の生物学的な性別と一致する人もいれば、一致しない人もいる。また「私はどちらの性別でもない」「私はどちらの性別なのかわからない」という認識を持つ人もいる。性自認が生物学的な性別と一致しない人や、どちらの性別にも違和を感じる人をトランスジェンダーと呼ぶ。

◆性的指向

恋愛感情や性的な関心・興味が向かう方向性。例えば性的指向が同性に向いている人は同性愛（レズビアン、ゲイ）、同性にも異性にも向いている人は両性愛（バイセクシュアル）、異性のみに向いている人は異性愛（ヘテロセクシュアル）等と呼ばれる。また、恋愛感情や性的な関心・興味が生じない人もいる。

◆性的マイノリティ (sexual minority)

L：レズビアン（女性同性愛者）、G：ゲイ（男性同性愛者）、B：バイセクシュアル（両性愛者）、T：トランスジェンダー（出生時に診断された性とは違う性を生きる人）の方など、性的指向（social orientation）又は性自認（sexual identity）において何らかの意味で「性」のあり方が多数の人とは異なる人びとのことをいう。

◆セクシュアル・ハラスメント (sexual harassment)

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。

平成11年4月施行の改正男女雇用機会均等法において、セクシュアル・ハラスメントに関する事業主の配慮義務が規定され、平成18年改正では、男性に対するセクシュアル・ハラスメントも含めた対策が義務付けられた。

◆セーフコミュニティ (safe community)

「けがや事故は、原因を究明することで予防できる」というセーフコミュニティの基本理念のもと、様々な分野が協働し、データを根拠とした科学的な手法を用いて、けがや事故の予防対策に取り組むこと。

【た行】

◆ダイバーシティ (diversity)

「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

◆ダブルケア (double care)

育児と介護が同時期に発生する状況のこと。近年、晩婚化・晩産化等を背景に、子育てと親の介護のタイミングが重なってしまうことで、育児期にある者（世帯）が親の介護も同時に担う、いわゆる「育児と介護のダブルケア」問題が指摘されている。

内閣府の「育児と介護のダブルケアの実態に関する調査報告書」によれば、ダブルケアを行う者の推計人数は男女合わせて約25万人であり、その対応として、育児または介護関連の施策を着実に推進するとともに、民間企業やNPO等の様々な主体と連携しつつ、地域の特性に応じて、現場レベルで育児や介護以外の取組を含めた総合的な支援を行っていくことが重要な課題となっている。

◆多文化共生

国や文化の違いを持つ人々がお互いを尊重しながら暮らしていくこと。「違い」を壁ではなく、「多様性」として受け入れ、学び合うことで日本人と外国人が共に安全安心に生活でき社会を目指す。

◆男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。（男女共同参画社会基本法第2条に定義）

◆テレワーク

パソコンなどの情報通信技術（ICT）を活用し、遠隔地での仕事を可能にすることで時間や場所を有効に活用できるという新しい働き方。ワーク・ライフ・バランスや生産性の向上、雇用の創出につながることを期待される。

◆ドメスティック・バイオレンス (DV domestic violence)

夫婦や恋人など親しい関係にあるパートナーからの暴力を指す。暴力には、殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉や態度による精神的暴力や金銭を渡さない、あるいは奪うなどの経済的暴力、性的暴力などもある。

※「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」〔2001年（平成13年）10月1日施行〕では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義している。

【は行】

◆パートナーシップ制度 (partnership)

日本において同性婚が法的に認められていない中で、地方自治体が同性カップルに対して「婚姻と同等の関係」として認める制度。これにより、同性カップルは公営住宅への入居や病院での面会権など、一定の行政サービスを受けることが可能になる。

◆パワーハラスメント (power harassment)

職場のパワーハラスメントとは、職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの3つの要素を全て満たすものをいう。

なお、客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、職場におけるパワーハラスメントには該当しない。

◆ポジティブ・アクション (positive action 積極的改善措置)

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものである。

例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。

男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれている。

【ま行】

◆マタニティ・ハラスメント (maternity harassment)

妊娠・出産・育休などを理由とする、解雇・雇止め・降格などの不利益な取扱いを行うこと。また、上司や同僚等、職場から妊娠・出産等を理由とした嫌がらせ等を受けること。

【や行】

◆ユニバーサルデザイン (universal design)

すべての人の多様なニーズを考慮し、年齢、性別、身体的能力、言語等の違いにかかわらず、すべての人にとって安全、安心で利用しやすいように建物、製品、サービス等を計画、設計する考え方。

【ら行】

◆リカレント教育 (recurrent education)

一度社会に出た者が学校に戻ることができるように組織された教育システムのこと。

◆リーガル・リテラシー (legal literacy 法識字)

自分にはどんな権利があり、その権利を行使するのにどのような手続きをすればよいかを理解する。法律や関連制度の存在を知り、その知識を使いこなすことのできる能力のこと。そのための法律や関連の制度についてよく知る必要がある。

◆リプロダクティブ・ヘルス・ライツ (reproductive health/rights 性と生殖に関する健康と権利)

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議で提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っている。

生涯を通じて、自らの身体について自己決定を行い健康を享受する権利のこと。こどもを産む、産まない、いつ何人産むかなどを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、こどもが健康に生まれ育つこと、さらには思春期や更年期における健康上の問題等、生涯を通じての性と生殖に関する課題も含まれ、幅広い課題を対象としている。

【その他】

◆C S R活動 (corporate social responsibility 企業の社会的責任)

企業が倫理的観点から事業活動を通じて、自主的に社会に貢献する責任のこと。



～郡山市男女共同参画センター（さんかくプラザ）図書コーナー～

▶ 日本国憲法 (昭和二十一年十一月三日)

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第一章 天皇

第一条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第二条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

第三条 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

第四条 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。

② 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

第五条 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第一項の規定を準用する。

第六条 天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。

② 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第七条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

- 一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
- 二 国会を召集すること。
- 三 衆議院を解散すること。
- 四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。
- 五 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。
- 六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。
- 七 栄典を授与すること。
- 八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
- 九 外国の大使及び公使を接受すること。
- 十 儀式を行ふこと。

第八条 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。

第二章 戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第三章 国民の権利及び義務

第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経

済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第十七条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第十八条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、

制定されなければならない。

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。

② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第三十条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第三十三条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第三十四条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければならない。抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第三十五条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

② 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第三十六条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第三十七条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

② 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。

③ 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第三十八条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

② 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

③ 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第三十九条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第四十条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第四章 国会

第四十一条 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

第四十二条 国会は、衆議院及び参議院の両議院でこれを構成する。

第四十三条 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

② 両議院の議員の定数は、法律でこれを定める。

第四十四条 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。

第四十五条 衆議院議員の任期は、四年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。

第四十六条 参議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議員の半数を改選する。

第四十七条 選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

第四十八条 何人も、同時に両議院の議員たることはできない。

第四十九条 両議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。

第五十条 両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議

員は、その議院の要求があれば、会期中これを釈放しなければならない。

第五十一条 両議院の議員は、議院で行つた演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。

第五十二条 国会の常会は、毎年一回これを召集する。

第五十三条 内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いづれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。

第五十四条 衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から三十日以内に、国会を召集しなければならない。

② 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。

③ 前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであつて、次の国会開会の後十日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。

第五十五条 両議院は、各々その議員の資格に関する争訟を裁判する。但し、議員の議席を失はせるには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

第五十六条 両議院は、各々その総議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

② 両議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

第五十七条 両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

② 両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。

③ 出席議員の五分の一以上の要求があれば、各議員の表決は、これを会議録に記載しなければならない。

第五十八条 両議院は、各々その議長その他の役員を選任する。

② 両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め、又、院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。但し、議員を除名するには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

第五十九条 法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。

② 衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をし

た法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、法律となる。

③ 前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない。

④ 参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。

第六十条 予算は、さきに衆議院に提出しなければならない。

② 予算について、参議院で衆議院と異なつた議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第六十一条 条約の締結に必要な国会の承認については、前条第二項の規定を準用する。

第六十二条 両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

第六十三条 内閣総理大臣その他の国務大臣は、両議院の一に議席を有すると有しないとにかかはらず、何時でも議案について発言するため議院に出席することができる。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。

第六十四条 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。

② 弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。

第五章 内閣

第六十五条 行政権は、内閣に属する。

第六十六条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大臣でこれを組織する。

② 内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない。

③ 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。

第六十七条 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。

② 衆議院と参議院とが異なつた指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて十日以内に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決

を国会の議決とする。

第六十八条 内閣総理大臣は、国務大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。

② 内閣総理大臣は、任意に国務大臣を罷免することができる。

第六十九条 内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

第七十条 内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があつたときは、内閣は、総辞職をしなければならない。

第七十一条 前二条の場合には、内閣は、あらたに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行ふ。

第七十二条 内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。

第七十三条 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

- 一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。
- 二 外交関係を処理すること。
- 三 条約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。
- 四 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。
- 五 予算を作成して国会に提出すること。
- 六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。
- 七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。

第七十四条 法律及び政令には、すべて主任の国務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。

第七十五条 国務大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、訴追されない。但し、これがため、訴追の権利は、害されない。

第六章 司法

第七十六条 すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。

② 特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。

③ すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

第七十七条 最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。

② 検察官は、最高裁判所の定める規則に従はなければ

ならない。

③ 最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。

第七十八条 裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。

第七十九条 最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。

② 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後十年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。

③ 前項の場合において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。

④ 審査に関する事項は、法律でこれを定める。

⑤ 最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する。

⑥ 最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

第八十条 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任されることができる。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。

② 下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

第八十一条 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

第八十二条 裁判の対審及び判決は、公開法廷で行ふ。

② 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

第七章 財政

第八十三条 国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない。

第八十四条 あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

第八十五条 国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基づくことを必要とする。

第八十六条 内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

第八十七条 予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

② すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。

第八十八条 すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

第八十九条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

第九十条 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。

② 会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

第九十一条 内閣は、国会及び国民に対し、定期に、少くとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない。

第八章 地方自治

第九十二条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

第九十三条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

② 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

第九十四条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

第九十五条 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

第九章 改正

第九十六条 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

② 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

第十章 最高法規

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権

は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

② 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

第十一章 補則

第百条 この憲法は、公布の日から起算して六箇月を経過した日から、これを施行する。

② この憲法を施行するために必要な法律の制定、参議院議員の選挙及び国会召集の手續並びにこの憲法を施行するために必要な準備手續は、前項の期日より前に、これを行ふことができる。

第百一条 この憲法施行の際、参議院がまだ成立してゐないときは、その成立するまでの間、衆議院は、国会としての権限を行ふ。

第百二条 この憲法による第一期の参議院議員のうち、その半数の者の任期は、これを三年とする。その議員は、法律の定めるところにより、これを定める。

第百三条 この憲法施行の際現に在職する国務大臣、衆議院議員及び裁判官並びにその他の公務員で、その地位に相応する地位がこの憲法で認められてゐる者は、法律で特別の定をした場合を除いては、この憲法施行のため、当然にはその地位を失ふことはない。但し、この憲法によつて、後任者が選挙又は任命されたときは、当然その地位を失ふ。

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日)

(法律第七十八号)

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、

もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）

を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(平一一法一六〇・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

(令七法八〇・追加)

(人材の確保等)

第十八条之二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

(令七法八〇・追加)

(調査研究)

第十八条之三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

(令七法八〇・旧第十八条繰下・一部改正)

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(令七法八〇・追加)

(国際的協調のための措置)

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(令七法八〇・旧第十九条繰下)

第三章 男女共同参画会議

(平一一法一〇二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(平一一法一〇二・全改)

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重

要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(平一一法一〇二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(平一一法一〇二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一一法一〇二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(平一一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一一法一〇二・全改)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第一〇二号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成一三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、

当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

〇中央省庁等改革関係法施行法(平成一一法律一六〇)抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号)抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定公布の日

附 則 (令和七年六月二七日法律第八〇号) (施行期日)

1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法(令和七年法律第七十九号)の施行の日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行の日=令和八年四月一日)

(政令への委任)

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

郡山市男女共同参画推進条例

平成 15 年 3 月 25 日
郡山市条例第 13 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 9 条）
- 第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的な施策（第 10 条—第 21 条）
- 第 3 章 男女共同参画審議会（第 22 条—第 26 条）
- 第 4 章 苦情及び相談（第 27 条—第 29 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）
第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって、市民一人一人が性別にかかわらず、その人権が尊重され、あらゆる分野において平等な、豊かで活力ある「男女共同参画のまち郡山」の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うことをいう。
- (2)積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。
- (3)市民 市内に住所を有する者、勤務する者及び在学する者をいう。
- (4)事業者 営利、非営利を問わず、市内で事業活動を行っている個人及び法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第 3 条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1)男女が、性別により差別されることなく、その人権が尊重されること。
- (2)男女が、個人としてその能力を十分に発揮し、性別による固定的な役割を強制されることなく、自己の意思と責任により多様な生き方を選択することができるよう配慮されること。
- (3)男女が、市における政策又は事業者における方針の

立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4)男女が、相互協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と地域、職場、学校その他の活動とを両立できるよう配慮されること。

(5)男女が、対等な関係の下に、互いの性についての理解を深め、妊娠、出産その他の健康についての自らの意思が尊重され、生涯にわたる心身の健康が維持されること。

(6)男女共同参画が、国際社会における取り組みと密接な関係を有していることにががみ、国際的協調の下に推進されること。

（市の責務）

第 4 条 市は、市の重点施策として男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。）を総合的に策定し、実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画推進施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民及び事業者との協働並びに国、県及び他の地方公共団体との連携に努めなければならない。

（市民の責務）

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる分野において男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女が対等に参画する機会の確保及びその活動と家庭等における活動との両立に配慮し、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

2 事業者は、男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

（男女共同参画に関する教育）

第 7 条 学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性にかんがみ、個々の教育本来の目的を実現する過程において、男女共同参画の基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

2 市民は、次代を担う子どもたちの教育に関し、家庭及び地域から、男女がともに積極的に参画するよう努めなければならない。

（性別による権利侵害の禁止）

第 8 条 何人も、次に掲げる行為（以下「性別による権利侵害」という。）をしてはならない。

- (1)家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場における性別を理由とする差別的取扱い
- (2)家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場における性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は性的な言動に対する相手方の対応により、その者に不利益を与える行為
- (3)夫婦、恋人等の男女間における身体的、精神的、経済的又は性的な苦痛を与える暴力的行為（表現上の留意事項）

第 9 条 何人も、広く市民に提供する情報においては、次に掲げる表現を行わないよう努めなければならない。

- (1)性別による固定的な役割分担意識、配偶者等に対する暴力的行為等を助長する表現及び連想させる表現
- (2)過度の性的な表現

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的な施策

（基本計画）

第 10 条 市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映するよう努めなければならない。

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ郡山市男女共同参画審議会に意見を求め、その意見を尊重しなければならない。

4 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

5 前 3 項の規定は、基本計画の変更について準用する。（年次報告）

第 11 条 市長は、男女共同参画推進施策の実施状況等について、毎年、報告書を作成し、公表しなければならない。（調査研究）

第 12 条 市は、男女共同参画推進施策を効果的に実施していくため、必要な調査研究を行うものとする。（広報及び啓発）

第 13 条 市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者の理解を深めるため、その広報及び啓発活動に努めなければならない。（事業者からの報告）

第 14 条 市長は、男女共同参画の推進に関し、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画に

関する事項について報告を求めることができる。

（事業者の表彰等）

第 15 条 市長は、男女共同参画の推進を積極的に実施している事業者を表彰し、公表するものとする。（男女共同参画推進拠点施設）

第 16 条 郡山市男女共同参画センター条例（平成 14 年郡山市条例第 3 号）第 2 条に規定する郡山市男女共同参画センターを男女共同参画推進施策を実施し、市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取り組みを支援するための拠点施設とするものとする。（男女共同参画推進週間）

第 17 条 市民及び事業者の男女共同参画の推進に関する理解並びに自主的な取り組みを推進するため、男女共同参画推進週間に 6 月に設ける。

2 市は、男女共同参画推進週間において、市民及び事業者との協働の下に、男女共同参画の推進を図る各種行事等を実施するものとする。（積極的改善措置への支援）

第 18 条 市は、あらゆる分野における活動において、男女間に参画の機会の格差が生じている場合は、積極的改善措置が講ぜられるよう情報の提供その他の支援に努めなければならない。

（女性の人材育成）

第 19 条 市は、女性の人材育成のために必要な教育及び研修の機会の充実に努めなければならない。（家庭生活等と職業生活の両立支援）

第 20 条 市は、男女がともに家庭生活及び地域生活と職業生活とを両立することができるよう、子の養育及び家族の介護等において必要な支援に努めなければならない。

（自営業者に対する支援）

第 21 条 市は、農業、商業その他の自営業に従事する男女に対し、男女共同参画の推進に必要な情報の提供その他の支援に努めなければならない。

第 3 章 男女共同参画審議会

（男女共同参画審議会）

第 22 条 男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することについて必要な事項を審議するため、郡山市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。（所管事項）

第 23 条 審議会の所管事項は、次のとおりとする。

- (1)基本計画に関する事項を処理すること。
- (2)市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。

2 審議会は、前項各号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し、市長に意見を述べることができる。（組織）

第 24 条 審議会は、16 名以内の委員をもって組織す

る。この場合において、男女の委員のそれぞれの数は、同数となることを原則とする。

2 委員は、男女共同参画に関し、識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(平 30 条例 20・一部改正)

(委員の任期)

第 25 条 審議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(委任)

第 26 条 この章に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

第 4 章 苦情及び相談

(苦情の申出及び処理)

第 27 条 市民及び事業者は、男女共同参画推進施策又は市が実施する施策で男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められるものについて、苦情がある場合は、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項に規定する申出があった場合は、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市長は、前 2 項に定める苦情の処理を迅速かつ適切に行うため必要と認めるときは、審議会の意見を聴くものとする。

(平 30 条例 20・一部改正)

(相談の申出及び処理)

第 28 条 市は、市民及び事業者から性別による権利侵害に関する相談の申出があった場合は、関係機関と連携を図り、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(委任)

第 29 条 この章に定めるもののほか、苦情及び相談の申出及び処理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 こおりやま男女共同参画プラン（平成 13 年 2 月 22 日策定）は、第 10 条第 1 項の規定により策定した基本計画とみなす。

(郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 42 年郡山市条例第 69 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成 30 年郡山市条例第 20 号）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

郡山市男女共同参画センター条例

平成 14 年 3 月 19 日

郡山市条例第 3 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 244 条第 1 項の規定に基づき、男女共同参画社会の形成に資する事業を行うことによりその促進を図るとともに、市民及び各種団体に研修、交流等の活動の場を提供することにより、市民の福祉の増進に寄与するため、郡山市男女共同参画センター（以下「センター」という。）を設置する。

(平 19 条例 35・一部改正)

(名称及び位置)

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
郡山市男女共同参画センター	郡山市麓山二丁目 9 番 1 号

(事業)

第 3 条 センターは、次に掲げる事業を行う。

(1)男女共同参画に係る講座、講演会等の開催に関すること。

(2)男女共同参画に係る活動をする団体及び個人の交流支援に関すること。

(3)男女共同参画に係る情報の収集及び提供に関すること。

(4)男女平等に関する相談に関すること。

(5)研修、会議、交流等のための施設、設備等の提供に関すること。

(6)前各号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために必要な事業

(平 19 条例 35・一部改正)

(開館時間)

第 4 条 センターの開館時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを臨時に変更することができる。

(平 19 条例 35・追加)

(休館日)

第 5 条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、センターの休館日を臨時に変更し、又は臨時に設けることができる。

(1)第 3 日曜日

(2)1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び 12 月 29 日から 12 月 31 日までの日

(平 19 条例 35・追加)

(使用許可)

第 6 条 センターを使用しようとする者は、市長（第

15 条の規定により指定管理者（法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に管理を行わせる場合にあつては、指定管理者。以下この条から第 8 条まで及び第 13 条の規定において同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、センターの管理運営上必要があるときは、前項の許可（以下「使用許可」という。）に条件を付することができる。

(平 19 条例 35・旧第 4 条線下・一部改正)

(使用許可の制限)

第 7 条 市長は、センターを使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用許可をしない。

(1)公益を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2)施設、設備等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3)営利を目的とする行為その他これに類する行為をするおそれがあると認めるとき。

(4)前 3 号に掲げる場合のほか、管理運営上適当でない行為をするおそれがあると認めるとき。

(平 19 条例 35・旧第 5 条線下・一部改正)

(使用許可の取消し等)

第 8 条 市長は、使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を停止させ、又は使用許可を取り消すことができる。

(1)この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(2)使用許可の目的又は条件に違反したとき。

(3)使用許可後において前条各号のいずれかに該当したとき。

(平 19 条例 35・旧第 6 条線下・一部改正)

(使用料)

第 9 条 使用者は、別表に定める使用料を使用前までに納付しなければならない。

(平 19 条例 35・旧第 7 条線下、平 27 条例 80・一部改正)

(使用料の徴収の特例)

第 9 条の 2 市長は、使用者が前条に定める使用料を納付する前に使用しないこととなった場合であつて、第 11 条第 1 号、第 2 号、第 4 号又は第 5 号のいずれかに該当するときは、未納の使用料の額から同条ただし書の規定により当該使用料の納付後に返還することができる額を差し引いて使用料を徴収するものとする。

ただし、使用者が使用を開始する前日までに使用の変更の申請をし、市長がこれを許可したときは、変更前の未納の使用料は徴収しない。

(平 27 条例 80・追加)

(使用料の免除)

第 10 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

- (1)市（市の機関を含む。以下この条において同じ。）が主催して行う事業等に使用するとき。
- (2)市と他の団体が共催して行う公益的事業であって、市長が特に認めるものに使用するとき。
- (3)男女共同参画に係る活動をする団体が使用するとき。
- (4)指定管理者が行うセンターの設置の目的に寄与する事業であって、市長が認めるものに使用するとき。
- (5)その他市長が事業の公益性その他の事由を勘案して特に使用料を免除する必要があると認めるとき。

(平 19 条例 35・旧第 8 条繰下・一部改正)

(使用料の不返還)

第 11 条 既納の使用料は、これを返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を返還することができる。

- (1)使用者の責めによらない理由により使用できなかったとき。
- (2)使用者が使用を開始する前日までに、使用の取りやめの申し出をし、市長がこれを承認したとき。
- (3)使用者が使用を開始する前日までに、使用の変更の申請をし、市長がこれを許可した場合において、既納の使用料に過納金が生じたとき。
- (4)使用者が使用を開始する前に、使用の許可を取り消されたとき。
- (5)その他市長が特別の理由があると認めるとき。

(平 19 条例 35・旧第 9 条繰下・一部改正)

(権利譲渡等の禁止)

第 12 条 使用者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(平 19 条例 35・旧第 10 条繰下)

(使用者の原状回復義務)

第 13 条 使用者は、センターの使用を終了したとき又は使用を停止されたとき若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちにその施設、設備等を原状に回復し、市長に引き渡さなければならない。

(平 19 条例 35・旧第 11 条繰下・一部改正)

(使用者の賠償責任)

第 14 条 使用者は、センターの施設、設備等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全

部又は一部を免除することができる。

(平 19 条例 35・旧第 12 条繰下・一部改正)

(管理の代行)

第 15 条 市長は、センターの管理について、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

- (1)第 3 条に規定する事業の実施に関する業務
- (2)施設、設備等の使用許可及び使用許可の取消し等に関する業務
- (3)第 22 条に規定する利用料金に関する業務
- (4)施設、設備等の維持管理に関する業務

(平 19 条例 35・追加)

(指定管理者の募集の公告等)

第 16 条 市長は、前条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせようとするときは、あらかじめ規則で定める事項を公告するものとする。ただし、指名する法人その他の団体又は指名する複数の団体のうちから選定したものを指定管理者として指定しようとする場合は、この限りでない。

(平 19 条例 35・追加)

(指定管理者の申請)

第 17 条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、申請書にセンターの管理の実施に関する計画書（以下「事業計画書」という。）等を添付して市長に申請しなければならない。

2 指定管理者の指定を受けることができる団体は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。ただし、法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定管理者の指定を取り消された団体にあつては、前条の規定による公告又は指名の日において、当該取消しの日の翌日から起算して 2 年を経過していなければならない。

- (1)地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。
- (2)会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等による更生手続又は再生手続を行っていないこと。
- (3)郡山市税を滞納していないこと。
- (4)その他規則で定める要件

(平 19 条例 35・追加)

(指定管理者の選定)

第 18 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請があつたときは、事業計画書等の内容を次に掲げる基準により審査し、センターの管理を行うことについて適当と認める団体を、指定管理者の候補となる団体に選定するものとする。

- (1)センターにおける市民の平等な利用を確保できるものであること。
- (2)センターの効用を最大限に発揮できるものであるこ

と。

- (3)センターの管理に係る経費の節減を図ることができるものであること。
- (4)センターの管理を安定して行うために必要な人的能力、物的能力その他の経営上の基盤を有していること。
- (5)申請した団体がセンターの管理に伴い作成し、又は取得した個人情報の保護のための適切な措置を講じることができるものであること。
- (6)その他市長がセンターの設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めて定める基準

2 市長は、前項の規定により選定をしたときは、速やかにその結果を前条第 1 項の規定により申請した団体に通知しなければならない。

(平 19 条例 35・追加)

(指定管理者の指定)

第 19 条 市長は、前条第 1 項の規定により選定した指定管理者の候補となる団体について、議会の議決を経たときは、当該団体を指定管理者に指定するものとする。

2 市長は、前項の規定により指定管理者を指定する場合において、センターの管理運営上必要な条件を付することができる。

(平 19 条例 35・追加)

(協定の締結)

第 20 条 指定管理者は、指定管理者の指定の期間の開始前に、センターの管理に関し、規則で定める事項について市長と協定を締結しなければならない。

(平 19 条例 35・追加)

(事業報告書の提出)

第 21 条 法第 244 条の 2 第 7 項の規定による事業報告書の提出は、毎年度終了後 60 日（同条第 11 項の規定により指定管理者の指定を取り消された団体にあつては、その取り消された日の翌日から起算して 60 日）以内にしなければならない。

(平 19 条例 35・追加)

(利用料金)

第 22 条 使用者は、指定管理者に対し、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を使用前までに納付しなければならない。この場合において、第 9 条の規定は適用しない。

- 2 利用料金は、指定管理者の収入として収受させる。
- 3 利用料金の額は、使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。
- 4 指定管理者は、第 9 条の 2 及び第 10 条の規定、郡山市障害者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例（平成 11 年郡山市条例第 24 号）の規定及びこれらの規定に基づく規則の規定並びに第 11 条の

規定及びこれに基づく規則の規定に準じて、利用料金の徴収、免除及び返還の業務を行わなければならない。この場合において、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

5 指定管理者は、第 3 項の規定により利用料金の額を定めたときは、利用料金を当該指定管理者の収入として収受する旨及びその額又は算出方法等についてセンターを使用する者の見やすい方法により公表しなければならない。

(平 19 条例 35・追加、平 27 条例 80・一部改正)

(指定等の公告)

第 23 条 市長は、次に掲げるときは、その旨を公告しなければならない。

- (1)第 19 条第 1 項の規定により指定管理者を指定したとき。
- (2)前条第 3 項の規定により利用料金の額を承認したとき。
- (3)法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- (4)前 3 号の規定により公告した事項に変更があつたとき。

(平 19 条例 35・追加)

(開館時間等の変更)

第 24 条 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、第 4 条に規定する開館時間を臨時に変更し、又は第 5 条に規定する休館日を臨時に変更し、若しくは臨時に設けることができる。

(平 19 条例 35・追加)

(事業計画書の内容の変更等)

第 25 条 指定管理者は、第 17 条第 1 項の規定により提出した事業計画書その他規則で定める書類の内容について変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な事項を変更しようとするときは、この限りでない。

2 指定管理者は、前項ただし書に規定する軽微な事項を変更したときは、市長にその旨を届け出なければならない。

(平 19 条例 35・追加)

(秘密保持義務)

第 26 条 指定管理者による管理の業務に従事している者又は従事していた者は、センターの管理の業務に関して知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(平 19 条例 35・追加)

(指定管理者の原状回復義務)

第 27 条 指定管理者は、指定管理者の指定の期間が満

了したとき又は法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定管理者の指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、直ちに施設、設備等を原状に回復し、市長に引き渡さなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(平 19 条例 35・追加)

(指定管理者の賠償責任)

第 28 条 指定管理者は、施設、設備等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(平 19 条例 35・追加)

(処分の効力)

第 29 条 指定管理者の指定の期間の開始若しくは満了又は法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消し若しくは業務の全部若しくは一部の停止によりセンターの管理を行う者に変更があったときは、当該変更の日前にセンターの使用許可の権限を有する者（以下「変更前の権限者」という。）に対してなされた使用許可の申請及び変更前の権限者によりされた使用許可とみなす。

(平 19 条例 35・追加)

(委任)

第 30 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平 19 条例 35・旧第 13 条繰下)

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
(郡山市障害者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例の一部改正)
- 郡山市障害者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例（平成 11 年郡山市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成 17 年郡山市条例第 31 号）

この条例は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年郡山市条例第 35 号）

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定（「(第 7 条関係)」を「(第 9 条関係)」に改める部分を除く。）は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- この条例の施行の日前に改正前の郡山市男女共同参画センター条例の規定によりなされた手続、処分その

他の行為は、この条例による改正後の郡山市男女共同参画センター条例の相当規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

(郡山市障害者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例の一部改正)

- 郡山市障害者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例（平成 11 年郡山市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成 22 年郡山市条例第 53 号）

(施行期日)

- この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- この条例の施行の日前に使用の許可の申請がなされた場合の当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年郡山市条例第 80 号）

(施行期日)

- この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- この条例の施行の日前の使用許可に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。

附 則（令和 8 年郡山市条例第 17 号）

(施行期日)

- この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条、第 35 条、第 41 条、第 45 条及び第 56 条の規定は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- この条例による改正後のそれぞれの条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例のそれぞれの施行の日以後の施設の使用等に係る使用料、手数料、観覧料、保育料その他の料金（以下「使用料等」という。）について適用し、同日前の施設の使用等に係る使用料等については、なお従前の例による。
- この条例による改正前のそれぞれの条例（以下「旧条例」という。）の規定によりされている施設の使用に係る許可等は、新条例の規定によりなされた許可等とみなす。
- 旧条例の規定により発行された施設の使用に係る使用券、回数券、定期券その他の書類の取扱いについては、なお従前の例による。
(準備行為)
- 新条例の規定による許可、使用料の徴収等を行うために必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第 9 条関係）

(平 22 条例 53・令和 8 条例 17・全改)

1 施設使用料

室名	午前 9 時から午後 1 時まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 9 時まで
研修室	1,200 円	1,200 円	1,200 円	2,400 円	2,400 円	3,600 円
調理実習室	1,200 円	1,200 円	1,200 円	2,400 円	2,400 円	3,600 円
交流室	1,200 円	1,200 円	1,200 円	2,400 円	2,400 円	3,600 円
会議室	1,200 円	1,200 円	1,200 円	2,400 円	2,400 円	3,600 円
和室	1,400 円	1,400 円	1,400 円	2,800 円	2,800 円	4,200 円
集会室	1,800 円	1,800 円	1,800 円	3,600 円	3,600 円	5,400 円

備考

- 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 設備使用料

種 別	単 位	使用料
ピアノ	1 式 1 回	500 円

備考

- この表において「1 回」とあるのは、午前 9 時から午後 1 時まで、午後 1 時から午後 5 時まで又は午後 5 時から午後 9 時までの使用時間の区分における使用をいう。
- 午前 9 時から午後 5 時まで又は午後 1 時から午後 9 時までの使用時間の区分における使用にあっては 2 回の使用と、午前 9 時から午後 9 時までの使用時間の区分における使用にあっては 3 回の使用として、この表の規定を適用する。
- 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

男女共同参画に関する相談窓口一覧

ひとりで悩まず、相談してみましょ！

郡山市をはじめ、福島県や国の機関、各種団体等で、様々な相談窓口を設けています。

相談は無料で、秘密も厳守されますので、安心して相談してください。

どこに相談していいかわからないという方は、まずは、郡山市ダイバーシティ推進課 (024-924-3351) までお問合せください。

相談内容	窓 口	相談受付時間	電話番号
基本目標1 「人権」「男女平等」関連の相談窓口			
男女共同参画全般	郡山市ダイバーシティ推進課	平日 (祝日を除く月～金曜日) 8:30～17:15	024-924-3351
男女共同参画 女性の各種悩み	郡山市男女共同参画センター (さんかくプラザ)	開館日 (第3日曜日を除く毎日) 8:30～17:15	024-924-0900
	福島県男女共生センター (女と男の未来館)	火・木・金・土・日曜日 9:00～12:00 13:00～16:00 水曜日 13:00～17:00 18:00～20:00	0243-23-8320
学校における 男女平等教育	郡山市教育委員会学校教育推進課	平日 (祝日を除く月～金曜日) 8:30～17:15	024-924-2431
人権全般	みんなの人権 110 番	平日 (祝日を除く月～金曜日) 8:30～17:15	0570-003-110 <small>女性の人権に関する相談→1番 高齢者の人権に関する相談→2番 障害者の人権に関する相談→3番 その他の人権問題に関する相談→4番</small>
子どもの人権 (いじめ、虐待など)	子どもの人権 110 番	平日 (祝日を除く月～金曜日) 8:30～17:15	0120-007-110
不登校・ 特別支援教育	郡山市総合教育支援センター ふれあい学級	開館日 (第3土曜日とその翌日を除く毎日) 8:30～18:00	024-933-8081
いじめ全般	ふくしま 24 時間子ども SOS	毎日 (無休・24 時間) 0:00～24:00	0120-916-024
	いじめ 110 番相談コーナー	平日 (祝日を除く月～金曜日) 9:00～17:00	0120-795-110
性自認や性的指向	(一社)社会的包摂サポートセンター よりそいホットライン	毎日 (無休・24 時間) 0:00～24:00	0120-279-226
性的マイノリティの 学校生活	郡山市総合教育支援センター	開館日 (第3土曜日とその翌日を除く毎日) 8:30～18:00	024-924-2541
パワハラ等	郡山労働基準監督署 郡山総合労働相談コーナー	平日 (祝日を除く月～金曜日) 8:30～17:15	024-900-9609
子どもやひとり親家 庭の手当てや医療費	郡山市子育て給付課給付係	開館日 (第3土曜日とその翌日を除く毎日) 8:30～18:00	024-924-2411
ひとり親家庭の生活 全般	郡山市母子・父子福祉センター	開館日 (第3土曜日とその翌日を除く毎日) 8:30～18:00	024-924-3341
在住外国人の 生活相談窓口	郡山市国際交流サロン	平日 (祝日を除く月～金曜日) 10:00～16:00	024-924-2970
基本目標2 「女性活躍」関連の相談窓口			
職場の男女平等、 均等待遇セクハラ等	福島労働局雇用環境・均等室	平日 (祝日を除く月～金曜日) 8:30～17:15	024-536-4609
解雇、賃金の 引下げ等	福島県労働委員会事務局 労働困りごと相談窓口	平日 (祝日を除く月～金曜日) 8:30～12:00 13:00～17:00	024-521-7594
女性の再就職支援	福島県雇用政策課 ふるさと福島就職情報センター	月～土曜日 (祝日を除く) 10:00～19:00	024-525-0047
創業支援	郡山市産業雇用政策課	平日 (祝日を除く月～金曜日) 8:30～17:15	024-924-2251
経営の悩み全般	経済産業省 福島県よろず支援拠点	平日 (祝日を除く月～金曜日) 9:00～17:00	024-954-4161

基本目標3 「仕事と生活の調和」関連の相談窓口

近隣関係など日常生活の 困り事や悩み、 弁護士等の相談受付	郡山市市民・NPO活動推進課 市民相談センター	平日 (祝日を除く月～金曜日) 8:30～17:15	024-924-2155
要介護認定、 介護保険サービス	郡山市介護保険課	平日 (祝日を除く月～金曜日) 8:30～17:15	024-924-3021
ダブルケアや複合的 な福祉の悩みなど、 どこに相談すればよ いか分からないとき	福祉まるごと相談窓口 (北東エリア) 公益財団法人星総合病院	平日 (祝日を除く月～金曜日) 8:30～17:30	024-954-3211
	福祉まるごと相談窓口 (南西エリア) 社会医療法人あさかホスピタル	平日 (祝日を除く月～金曜日) 8:30～17:00	024-945-2778
	福祉まるごと相談窓口 (中央、湖 南、熱海) 郡山市保健福祉総務課	平日 (祝日を除く月～金曜日) 8:30～17:15	024-924-3822
保育所への入所等	郡山市保育課	平日 (祝日を除く月～金曜日) 8:30～17:15	024-924-3541
放課後児童クラブの 利用等	郡山市子ども総務企画課	平日 (祝日を除く月～金曜日) 8:30～17:15	024-924-3801
妊娠・出産 子育て全般	郡山市子ども家庭課 (ニコニコ子ども館)	開館日 (第3土曜日とその翌日を除く毎日) 8:30～18:00	024-924-3691

基本目標4 「安全・安心」関連の相談窓口

健康全般	郡山市保健所健康づくり課健康増 進係	平日 (祝日を除く月～金曜日) 8:30～17:15	024-924-2900
	郡山市保健所健康づくり課中央保 健センター (郡山市保健所1階)		024-983-8300
	郡山市保健所健康づくり課南保健 センター (安積行政センター内)		024-973-8621
	郡山市保健所健康づくり課北保健 センター (富久山行政センター内)		024-973-8622
	郡山市保健所健康づくり課西保健 センター (片平行政センター内)		024-973-8623
こころの病や不安、 生きづらさ等、誰か に力になってほしい とき	福島いのちの電話	毎日 (無休) 10:00～22:00 毎月第3土曜日 (24時間) 10:00～翌日10:00	024-536-4343
子どもの養育、児童 虐待、ヤングケア ラー、困難な問題を 抱える女性、DV、 家庭問題	郡山市子ども家庭課	開館日 (第3土曜日とその翌日を除く毎日) 8:30～18:00	024-924-3341
DV、離婚 女性の自立支援	福島県女性のための 相談支援センター	祝日・年末年始を除く毎日 9:00～21:00	024-522-1010
障がい者差別・虐待 障がい福祉サービス	郡山市障がい福祉課	平日 (祝日を除く月～金曜日) 8:30～17:15	024-924-2381
高齢者虐待	郡山市地域包括ケア推進課	平日 (祝日を除く月～金曜日) 8:30～17:15	024-924-3561
犯罪被害者支援	(公社)ふくしま被害者支援センター	平日 (祝日を除く月～金曜日) 9:00～17:00	024-563-3724
	法テラス・サポートダイヤル 日本司法支援センター	平日 (祝日を除く月～金曜日) 9:00～21:00 土曜日 (祝日を除く) 9:00～17:00	0120-079714

性暴力等被害	(公社)ふくしま被害者支援センター 性暴力等被害相談 SACRA ホット ライン	平日（祝日を除く月～金曜日） 9：00～17：00 上記時間以外は国の夜間休日コールセンター に接続	024-563-3722
犯罪等被害の 未然防止	福島県警察安全相談室	平日（祝日を除く月～金曜日） 9：00～17:00	# 9110 024-525-3311
その他 あらゆる相談に対応できる相談窓口			
夫婦関係、セクハラ、 パワハラ、解雇等の 労働関係、年金、保 険、消費生活、相続、 交通事故、法的手続	法テラス・サポートダイヤル 日本司法支援センター	平日（祝日を除く月～金曜日） 9：00～21：00 土曜日（祝日を除く） 9：00～17：00	0570-078374

※無休と記載のある相談窓口以外は、すべて年末年始（12/29～1/3）はお休みとなります。

☆「郡山市男女共同参画都市宣言」をご存知ですか？

本市では、男女共同参画社会の形成には、行政の取り組みのみならず、市民の皆さま一人ひとりに、自らの問題として認識し、行動していただくことが重要であることから、性別を問わず誰もが尊重される「男女共同参画のまち 郡山」の実現を目指す決意を示すため、2002（平成14）年12月17日に「郡山市男女共同参画都市宣言」を郡山市議会の議決を経て、行っています。

この都市宣言の趣旨を踏まえ、「男女共同参画のまち 郡山」の実現に向けて、ともに歩みを進めてまいりましょう！

郡山市男女共同参画都市宣言

豊かな水と緑きらめくこのまちで

私らしい“私の個性”と
あなたらしい“あなたの個性”のかがやきは
男らしい女らしいということよりも
人として守らなければならない大切なものです

自分を認め
相手を認め
すべての人がともに歩むまち

それが
未来の夢をひらくまち“こおりやま”です
郡山市はここに「男女共同参画都市」を宣言します。

平成14年12月17日

第四次こおりやま男女共同参画プラン

発行：2026（令和8）年3月

郡山市市民部ダイバーシティ推進課

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号

電話：024-924-3351 FAX：024-921-1340

E-mail：danjokyoudou@city.koriyama.lg.jp



環境にやさしい植物油インキと
FSC®認証紙を使用しています。
紙へリサイクル可。

